

第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(2)

加来, 祥男
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/3732>

出版情報：経済學研究. 70 (2/3), pp.227-256, 2003-11-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(2)

加 来 祥 男

はじめに

I 戦傷者扶助

- (1) 軍人年金
- (2) 戦傷者扶助の組織と財源
 - (a) 戦傷者扶助組織の形成
 - (b) 戦傷者扶助の財源
- (3) 職業指導・職業訓練・職業紹介
 - (a) 職業指導・職業訓練
 - (b) 戦傷者の雇用促進・職業紹介
- (4) 戦傷者の就業状況(以上、第69巻第1・2号)

II 軍人遺族扶助

- (1) 軍人遺族年金
- (2) 軍人遺族扶助の組織と活動
 - (a) 軍人寡婦・遺児扶助中央委員会；戦死者遺族のためのドイツ国民基金
 - (b) 地域の軍人遺族扶助機関
- (3) 軍人遺族の生活と扶助

III 戦傷者・軍人遺族の内地植民

おわりに—展望—

II 軍人遺族扶助

軍人遺族扶助の基本的な考えは、一言でいえば、家族の扶養者であった軍人の戦死による生活状態の変化に遺族ができるだけ適応できるようにすることであった。それは、遺族年金だけ

で生活できない場合でも、遺族が自分で生計を立てることができるようにすることであり、そのための種々の助言・補助を行うことであった。そして、遺族年金を超える現金扶助は、当初はきわめて補足的に特殊な場合に限って行われることとされた。しかし、遺族年金が生計を賄うのに十分ではないというケースは少なくなかったし、他方では、戦時中に漸次引き上げられていった出征軍人家族救済の基準と遺族年金との不均衡が目立つといった問題点も指摘されるようになった。そうした不均衡を是正し、不足分をうめるべく付加年金が支給されるとともに、その他の現金扶助もなされなければならなかった。

以上のように、軍人遺族扶助の内容は戦争の長期化とともに変化した。また、遺族年金は軍部の管轄下にあったが、そのための手続きを含めて扶助を実施したのは、各地域に設置された扶助組織であった⁶⁹⁾。ここでは、遺族年金の法的規定を確認したうえで、遺族扶助組織のあり

69) Cuno, Zur Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge (=Schriften des Arbeitsausschusses der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, 6. Heft)*, Berlin 1917, S. 65-66; W. Liese, a. a. O., S. 15-16; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 16-31, 187-214; E. von Hollander, Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, in: H. Lindemann/R. Schwander/ A. Südekum (Hrsg.), *Kommunales Jahrbuch*, S. 95-108.

方を概観し、それに続いて遺族の生活状態をみることにしよう。

(1) 軍人遺族年金

出征した軍人が戦死した場合には、その寡婦や遺児、両親などの遺族は、恩給 *Gnadengebührnisse* や軍人遺族年金を受け取り、その他の扶助を受けた。まず、戦死者の寡婦と嫡出子・認知子、それに加えて、困窮などの一定の条件の下では戦死者が扶養していた直系尊属の親族、兄弟姉妹、甥姪、里子は、遺族年金が認められるまでの最高3ヵ月、戦死者の俸給（但し、将校の場合には戦時俸給の7/10）を恩給として受け取るようになっていた。その額が後にみる遺族年金額よりも低額である場合には、その差額も支給された⁷⁰⁾。

軍人遺族がうけた扶助の中心は遺族年金であり、その基礎となったのは、1907年5月17日に制定された「軍人遺族法」*Militärhinterbliebenengesetz. Vom 17. Mai 1907*であった。その規定はおおよそ以下の如くであった⁷¹⁾。

軍人年金の規定は大きく一般的援護と戦争援護に分けられた。前者については、まず、退役

時に終身年金の請求権を持つ平時将校が死亡した場合には、その寡婦、嫡出子、認知子は寡婦年金、遺児年金を受け取ることが規定された（第1条）。寡婦年金額としては、死亡した将校が受け取る予定であった年金額の40%が300-5000マルクの範囲で認められた（第2条）。遺児年金額は、母親が存命で寡婦年金をうける権利を有する場合には寡婦年金額の1/5、母親が既に亡くなっていたり寡婦年金をうける権利を持っていない場合には寡婦年金額の1/3とされた（第3条）。ただし、寡婦年金と遺児年金との合計額は死亡した将校がもともと受け取ることになっていた年金額を超えないこととされた（第4条）。

これに対して、兵士の場合には、「常備軍に属している期間中に公務傷病によって、または10年勤続の後に死亡した兵士の寡婦、嫡出子ないし認知子は、寡婦年金、遺児年金を受け取る」こととされた。死亡時点で18年以上の勤続をへて年金を受ける権利を有していた兵士、公務傷病によって除隊後6年以内に死亡した兵士の寡婦、嫡出子ないし認知子についても、同様であった（第12条）。寡婦年金額は年額300マルクを基本とし、以下のような場合の増額を第13条が規定した。即ち、(1) 勤続期間が15年を超える軍人の寡婦については1年につき6/100（勤続40年まで）、(2) 「兵士援護法」第10条に該当して年金が上乘せされた人物の寡婦については、上乘せされた年金額の40/100、(3) 常備軍

70) W. Reckhard, *Der Weg zur Versorgung der Hinterbliebenen von Kriegsteilnehmer*, in: *Das Kommunalblatt für Ehrenbeamte*, Jg. 6, Nr. 4, 15. April 1915, S. 51-52; *Merkblatt für die Hinterbliebenen der gefallenen oder infolge von Wunden und sonstigen Kriegsdienstbeschädigungen gestorbenen Teilnehmer am jetzigen Kriege*, in: *Leitfaden für amtlichen Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorge im Deutschen Reich*, hrsg. v. Königlich Preußischen Kriegsministerium, Berlin 1917, S. 17; *Handbuch der Kriegsfürsorge*, S. 16; Dr. Grosse, *Die rechtliche Grundlagen der Rentenfürsorge des Reiches für die Kriegshinterbliebenen*, in: Dr. Luppe (Hrsg.), *Das Wesen und die Aufgaben der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reich*, Leipzig/Berlin 1918, S. 21.

71) *Militärhinterbliebenengesetz. Vom 17. Mai 1907*, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1907, S. 214-233. この法律の意味・内容を理解するには、*Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 16-23; Dr. Grosse, *Die rechtlichen Grundlagen der Rentenfürsorge des Reiches für die Kriegshinterbliebenen*, S. 10-35における解説を参考にした。

第11表 「軍人遺族法」による戦争援護

(単位：マルク/年)

戦死者の位階	寡 婦 年 金 額		遺 児 年 金 額		両 親 年 金
	一般援護認可	一般援護不認可	一般援護認可	一般援護不認可	
将 官	1,500	2,000	150 ; 225	200 ; 300	450
佐 官	1,500	1,600	200 ; 300	200 ; 300	450
尉 官	1,200	1,200	200 ; 300	200 ; 300	450
曹長・副曹長	300	600	108 ; 140	168 ; 240	250
軍曹・下士官	200	500	108 ; 140	168 ; 240	250
兵 卒	100	400	108 ; 140	168 ; 240	250

註：1) 寡婦年金額が将官で3000マルク、将校で2000マルク、曹長で1500マルクに達しない場合には、その額まで認められうる(第27条)。

2) 遺児年金の左の額は父親だけがない場合、右の額は両親がない場合(いずれも1人当たり)。

3) 両親年金は認められ得る最高額を示す。

資料：Militärhinterbliebenengesetz. Vom 17. Mai 1907, in: Reichs-Gesetzblatt, 1907, S. 220-222.

退役前の死亡の場合には、死亡者が受け取っていた上乘せ分の15/100, (4) 勤続18年を超える再役兵の寡婦の場合には、それ以上の勤続年数1年につき上乘せ分の9/1000(最高30/100まで)。遺児年金については将校の場合の第3条が適用された(第14条)。寡婦年金と遺児年金との合計が「兵士援護法」第9条の年金額を超えてはならないことも将校の場合と同様であったが、うへの(2)(第13条第3項)が該当する場合にはその分だけ上乘せされることとなった(第15条)。

戦争援護に関する規定は以下のとおりである。野戦軍に属する将校や官吏、兵士が、戦場であるいは戦傷のために死亡したり、その他の戦時公務傷病の結果死亡した場合には、その寡婦と嫡出子ないし認知子に戦争寡婦年金と戦争遺児年金が(第19条)、そして、うへのような戦死者が生計を支弁していた場合には、その直系尊属の親族にあたる両親や祖父母に戦争両親年金が(第22条)認められることとされた。戦争寡婦・遺児年金の額は、戦死者の軍隊における位階により、先にみたような一般的援護の年金が認められている場合とそうでない場合とで

異なっており、それらをまとめて表示すれば第11表のようになる。

以上のように、一般援護と戦争援護を受ける条件をいずれも満たしている場合には、これらの2つの年金は並行して認められた(第29条)。他方で、寡婦が再婚したり死亡した場合、遺児が18歳に達した場合には2つの年金を受ける権利は消滅することとされた(第30条)。また、戦争援護を受ける権利をもたない寡婦については、軍隊における位階に応じて年総所得額が3000マルクから400マルクに達するまでの寡婦補助金を認めることができるとされた(第27条)。

「軍人遺族法」を基本とする軍人遺族扶助は、戦争の進展とともにその不十分さを露呈した⁷²⁾。その1つは年金額にあった。うへの法律による年金規定を再整理した第12表によれば、軍人遺族年金額では将校と兵士との間には大きな格差があったことが確認される。そして、たしかに遺族年金合計額が軍人年金額を超えることも少なくなかったけれども、他方では兵士の寡婦が独りであったり、遺児の数が少なければ、年金額の合計が1000マルクに満たないことも多くみ

られた。これでは、多くの遺族にとって従来の生活水準を維持することはできなかつたであろうし、生計を立てることすら困難なことも少なくなかつたと推測される。いま1つの問題は遺族年金受給の範囲が限定されていたことである。一般援護の対象は寡婦や嫡出子、認知子、戦争援護の対象もそれらと両親や組父母に限ら

れていたから、非嫡出子や養子、継父母をはじめ、こうした扶助を受けることのできない遺族が多く残されることとなつたのである。1915年に帝国議会は帝国宰相に、寡婦、遺児に対する追加年金を認める内容の法案提出を要請した。この構想に蔵相は賛成であつたけれども、そうした法律は成立するには至らず、個別的な対応によつて問題の現実的な解決が計られていつた⁷³⁾。プロイセン陸軍省の動きを中心にみることにしよう。

プロイセン陸軍省は1915年8月3日に、「1907年軍人遺族法から生じる苛酷さを和らげるために」、戦時予算第84a章から戦死者や戦傷により死亡した者の遺族に一時年金が認められることを通達した(Nr.4111/7.15.C3)⁷⁴⁾。対象となつたのは、(1) 戦死者が代理将校であつたのに兵士遺族の年金しか受給していない寡婦と遺児、および、(2) 離婚した妻、(3) 非嫡出子、(4) 継子・養子・里子、(5) 戦死者が扶養していた直系尊属の親族であり、これらの遺族が困窮している場合には、申請に基づいて、150マルクから300マルクまでの一時年金が12回に分けて月ごとに支給されることとされた。(2) - (5)はこの通達によつてはじめて年金を受け取ることができるようになった。

翌1916年4月14日に出された「死亡者の勤労所得を基礎とする出征兵士の遺族に対する暫定給付承認のための原則」Grundsätze für die Bewilligung von widerruflichen Zuwendungen an Hinterbliebene von Kriegsteilnehmern der

72) Dr. Grosse, Die rechtlichen Grundlagen der Rentenfürsorge des Reiches für die Kriegshinterbliebenen, S. 23-24. 兵士遺族の年金額についてブラウムは、「これは、寡婦・遺児の2つの最も重要な層である、独り暮らしや遺児一人をもつ寡婦にあつては、戦前の大都市救貧部のいわゆる生活最低限をこえない基準である。この基準では、大多数の戦争寡婦・遺児には、救貧法でいう「困窮者」が公的な貧民扶助から要求することができる「ぎりぎりの生活に欠かせないもの」が認められるのである！」と述べている。ブラウムはそこから、軍人遺族年金の根拠を損害賠償請求にあるとして、遺族の生活を保証する年金額を要求している。K. Blaum, Kriegs-Hinterbliebenen-Fürsorge, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 5, Mai 1916, S. 85. 軍人遺族年金の根拠を損害賠償請求に求めることには異論を唱えたジモンも、「遺族の経済状態に関する手許の資料からは、今日の基準における扶助(軍人遺族年金法と給付)は、都市では多くの場合不十分であり、とくに現在の食料品市場や労働市場の状態では、「社会的な底辺層への転落」を防げないということは、明らかである。大都市では年金は家族救済以下であり、多くの都市がその差額ないしその一部を支払っているという事実からも、それはすぐに分かる」と述べている。H. Simon, Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 7/8, Juli-August 1916, S. 184.

プロイセン内務省は1916年6月25日の布告で、軍人遺族に対する救済の必要が戦争だけによつてもたらされたものである限り、いかなる場合にも貧民扶助はなされないう求めた。Dr. Luppe, Die Aufgaben und die Organisation der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reiche, in: Dr. Luppe (Hrsg.), *Das Wesen und die Aufgaben der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reiche*, S. 8. プロイセン陸軍省による「戦争遺族扶助の公的機関のための手引き」Leitfaden für amtliche Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorgeにも、「救貧法的視点は、戦争扶助制度とは無縁のものとして、戦争遺族扶助からは排除されねばならない」という記述がある。Leitfaden für amtliche Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorge, hrsg. v. Königlich Preussischen Kriegsministerium, Berlin 1917, S. 13. これらの記述から、軍人遺族扶助が07年法の規定による扶助では不十分であつたこと、当時のお貧民扶助が差別的な性格をもつていたことがわかる。

73) E. von Hollander, Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, S. 97.

74) 以下のプロイセン陸軍省による軍人遺族扶助に関する原則や指示は、*Leitfaden für amtliche Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorge*に収められている。「」は、そこからの引用である。

第12表 ドイツの軍人遺族年金額（一般援護＋戦争援護）（単位：年額；マルク）

位階	軍人年金	寡婦	寡婦・遺児1人	寡婦・遺児2人	寡婦・遺児3人	寡婦・遺児4人	寡婦・遺児5人
兵卒	540	400	568	736	904	1,072	1,180
下士官	600	500	668	836	1,004	1,172	1,340
軍曹	720	500	668	836	1,004	1,172	1,340
曹長	900	600	768	936	1,104	1,272	1,440
小(中・大)尉	1,200	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200

註：1) 「寡婦・遺児年金額」の計算は、例えば兵卒の場合には、以下のようになされる。

・寡婦だけの場合には一般援護が認められていればその300マルク＋戦争援護の100マルクで合計400マルク、認められていない場合には戦争援護だけの400マルク。

・寡婦と遺児1人の場合には寡婦については一般援護額は300+60=360マルクであり、それに戦争援護額100+108=208マルクが加えられて合計で568マルクとなる。

・寡婦と遺児5人では、一般援護年金額は単純計算上は300+60×5=600マルクであるが、軍人年金額を上限とするために540マルクとなり、それに戦争援護の100+108×5=640マルクが加えられて合計1180マルクとなる。

2) 以上のような年金額の切り下げは、遺児数が兵卒では5人、下士官では6人、軍曹では8人、曹長では11人から始まる。

3) 但し、申請によって満額までの救済が認められる可能性もあった。

資料：K. Blaum, Kriegs-Hintertbliebenen-Fürsorge, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 5, Mai 1916, S. 85; E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, Berlin 1917, S. 20-21.

Unterklassen auf Grund des Arbeitseinkommens des Verstorbenenは、「扶養者の死によって遺族が蒙る経済的な不利を、現行法律で可能とされるよりも広い範囲で補うこと……とくに社会的下層への転落を防ぐこと」を目指すものであった。対象となったのは、戦争援護年金を受給している、兵士戦死者の寡婦と嫡出子であり、戦死者が生前に年1500マルク以上の勤労所得を得ていた場合に、その所得額と軍隊における位階とを基準として、寡婦には50-600マルク、遺児には寡婦への給付額の1/5(両親がいない場合には1/3)の暫定給付が12に分割して月ごとに支給されることとされた。但し、補助は寡婦・遺児の年所得総額3000マルクを上限とし、寡婦・遺児の年金や社会保険給付を含めた合計額が戦死者の勤労所得の75%を超えてはならない、という限定が付された。そして、この「暫定給付」に対する請求権はないものとされた。この給付の申請は、居住地の警察署や地域の軍人遺族扶助機関で受け付けられ、戦死者が所属

した部隊を管轄する代理経理部に送られることとされた。また、この補助で対象外とされた勤労年所得1500マルク未満の戦死軍人遺族については、寡婦が疾病や幼児を抱えていることなどによって就業できず、遺族年金で生計を賄えない場合に25-100マルクの一時救済がなされた⁷⁵⁾。

プロイセン陸軍省による1907年「軍人遺族法」の補足と拡充は、その後も続いた。即ち、16年9月22日の陸軍省指令「[戦争予算]第84a章による遺族に対する暫定補助について」*Betr. Widerrufliche Zuwendungen für Hinterbliebene aus Kap.84a (Nr.5079/8.16.C 3 V.)*では、「遺族を従来の社会的な状態に維持する」ことが暫定補助の目的であるとし、養育費や交通費などの諸経費を差し引いた、家族の所得合計が戦死者の以前の勤労所得に達している場合には補助はなされないことが確認された。また、16年12月30日の陸軍省指令「再婚の場合の軍人寡婦に対する一時払の承認について」*Betr. Gewährung einer Abfindungssumme*

an Kriegerwitmen im Falle ihrer Wiederverheiratung (Nr.2148/11.16.C 3 V.) では、55歳未満の寡婦が再婚した場合には軍人遺族年金の2.5倍までの額が一括支給されることとされた。17年に入っても、1月25日には「[戦争予算] 第84a章による遺族のための暫定補助について」*Betr. Widerrufliche Zuwendungen für Hinterbliebene aus Kap.84a (Nr.2422/12.16.C 3 V.)* が、ライヒないし邦国による付加年金は収入とみなされること、戦死者の里子・継子には実の両親の扶養義務の有無にかかわらず補助がなされること、遺族が戦争目的に沿った工場や祖国のために農業に就業して収入を得た場合には、補助が削減されたり停止されたりはしないことを通達し、2月28日には「[戦争予算] 第84a章による遺族の家族に対する補助および職業教育費補助の承認」*Bewilligung von Zuwendungen aus Kap. 84a an hinterbliebene Angehörige sowie als Beihilfen zu den Berufsausbildungskosten (Nr. 2743/2.17.C 3 V.)* が、15年8月3日の指令で定められていた扶助の範囲を拡大して、戦死者が軍隊に入る以前に扶養していた継

父母、義父母、養父母、兄弟姉妹、異父母兄弟姉妹に最高額240マルクの補助を行うこと、戦死者の職業教育に要する費用を両親、祖父母、伯父伯母が負担していた場合には最高額500マルクの補助がなされること、を定めた。

以上の他に、「ライヒ保険法」*Reichsversicherungsordnung. Vom 19. Juli 1911*と「職員保険法」*Versicherungsgesetz für Angestellte. Vom 20. Dezember 1911*の規定にしたがって、戦死者が疾病保険や廃疾保険、職員保険に加入していた場合には、死亡弔意金や、寡婦が廃疾者であれば寡婦年金が、15歳ないし18歳までの遺児には遺児年金が支給された。これに加えて、いくつかの邦保険庁は寡婦に50マルク、子どもに70マルク、戦死者が独身者であればその両親に30マルクの栄誉金*eine freiwillige einmalige Ehrengabe*を支給した⁷⁶⁾。

また、プロイセンでは1916年後半から内相布告などによって、困窮した軍人遺族扶助がゲマインデに義務づけられるようになったが、17年3月26日の帝国宰相布告では、寡婦とその家族が困窮している場合には、遺族年金の他にゲマインデの戦時福祉事業によって給付組合が救済を行うよう指示された。そして、そうしたゲマインデの戦時福祉事業に要する費用の50%はライヒによって補償されることとされた。さらに、後にとりあげる戦死者遺族のための国民基金をはじめとする慈善組織による扶助もなされた⁷⁷⁾。

75) 年勤労所得が1500マルク未満であった軍人の遺族に対する一時救済については、*Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 28の叙述によったが、それがいつの時点で開始されたのか不明である。なお、フランクフルト・アム・マインでは、戦死した配偶者に1500マルクをこえる所得があり、1916年4月の「原則」による付加年金を申請することができた寡婦は全体の約1/2であったという。Dr. Kraus, *Die Mitwirkung der lokalen amtlichen Fürsorgestellen bei der Rentenfürsorge des Reichs*, in: Dr. Luppe (Hrsg.), *Das Wesen und die Aufgaben der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reich*, S. 47.これに対してプレマーハーフェンに近いゲーステミュンデでは戦死者77人のうち10人の戦前の年所得が1500マルク未満であり、ポーゼン市では戦死者数2040人のうち1555人が年所得1500マルク未満であった。H. Stranz, *Wirtschaftslage*, in: *Kriegshinterbliebenenfürsorge in Preußen*, S. 56, 85. 地域によって大きな差異があったことがわかる。

76) W. Reckhard, a. a. O., S. 51-52; W. Liese, a. a. O., S. 16; *Leitfaden für amtliche Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorge*, S. 6-10. なお、第1次世界大戦期におけるドイツの社会保険の動向については別の機会に立ち入って論じる予定である。

(2) 軍人遺族扶助の組織と活動

(a) 軍人寡婦・遺児扶助中央委員会；戦死者遺族のためのドイツ国民基金

1915年4月16, 17日にドイツ貧民扶助・福祉活動協会 der Deutsche Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit の呼びかけによって、「軍人寡婦・遺児の社会的扶助」 Soziale Fürsorge für Kriegerwitwen und Kriegerwaisen をテーマとする会議が開催された⁷⁸⁾。それによって軍人遺族扶助問題に対する関心が高まり、そこから、軍人

寡婦・遺児扶助中央委員会 der Hauptausschuß für Kriegerwitwen- und Kriegerwaisenfürsorge が設立された⁷⁹⁾。これは、ドイツ貧民扶助・福祉活動協会、ドイツ赤十字中央委員会、社会改良協会 die Gesellschaft für soziale Reform, 労働組合、農業者同盟 der Bund der Landwirte, ハンザ同盟 der Hansabund, ドイツ都市連盟 die Reichsverbände der deutschen Städte und großen Gemeinden など、多様な性格をもつ合計31の団体によって結成された、自発的な慈善活動組織であった。その活動は、貧民扶助・福祉活動協会内に置かれた事務所で、その職員の助力を仰ぎながら、種々の団体からの寄付金を資金源として始まった。しかし、ドイツ各地に在住する40人以上の委員が集まるのは容易ではなかったから、15年6月には中央委員会の下に11人の構成員からなる活動委員会 der Arbeits-

77) Cuno, Zur Kriegshinterbliebenenfürsorge, S. 67-68, 73; E. v. Hollander, Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, S. 101. クノーによれば、1917年2月26日のプロイセン内相布告では、軍人遺族困窮の審査基準には「出征軍人家族救済法」の原則が適用されるとされた。また、この布告に基づいて、戦時福祉支出として寡婦・遺児のためになされるゲマインデの支出は、そのためにライヒと邦から配分された資金から支弁できるようになった。ところが、同じくクノーがあげている17年4月4日のプロイセン内相布告には、次ぎのような文言がみられる。「寡婦となった軍人の妻とその家族が苦境に陥るようなことがあってはならない。したがって、そうした人々が困窮している場合には、遺族年金の他にゲマインデの戦時福祉事業によって救済することが不可欠である。この給付は、例えば以前の家族救済と遺族年金との差額といった、一定の基準によるのではなく、当然なさるべき判断に基づき、困窮の度合に応じて認められねばならない」と。これに対してクノーは、「ともあれ、布告は追求すべき目標への進歩である。管轄の問題は未解決のままである」という注釈をつけている。これらは、軍人遺族のなかで困窮に陥る人々が無視しえない存在となり、それに対する対応策が講じられたこと、しかし、それは種々の試行錯誤のうちに進められたことを示している。

78) この会議の報告とそれに基く討論とは、Soziale Fürsorge für Kriegerwitwen und Kriegerwaisen. Allgemeine deutsche Tagung einberufen vom Deutschen Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit am 16. und 17. April 1915 im Plenarsitzungssaal des Reichstages in Berlin. Stenographische Bericht über die Verhandlungen (= Schriften des deutschen Vereins für Armenpflege und Wohltätigkeit, 103. Heft), München/Leipzig 1915に収められている。

79) 軍人寡婦・軍人孤児扶助中央委員会の設立とその活動については、Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich, S.187-214; E. v. Hollander, Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, S.98-102; ders., Tätigkeit des Hauptausschusses (verlesen durch den stellv. Vorsitzenden des Arbeitsausschusses Dr. Levy), in: Stand und künftige Entwicklung der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge. Verhandlungen der Schlußtagung des Hauptausschusses der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge am 27. Februar 1918 in Berlin (= Schriften des Arbeitsausschusses der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, 9. Heft), Berlin 1918, S. 2-4; Dr. E. Francke, Bericht über den Arbeitsausschuß der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, in: Die Armenpflege nach dem Kriege. Stenographischer Bericht über die Verhandlungen der 34. Jahressammlung des deutschen Vereins für Armenpflege und Wohltätigkeit am 15. und 16. September 1916 in Leipzig (= Schriften des deutschen Vereins für Armenpflege und Wohltätigkeit, 105. Heft), München/Leipzig 1917, S. 14-23; ders., Tätigkeit des Arbeitsausschusses, in: Stand und künftige Entwicklung der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, S.7-18による。なお、1918年のホルンダーとフランケの論稿は、軍人寡婦・遺児扶助中央委員会が後に述べる国民基金に統合されるに際して行われた大会での報告と代読である。

ausschußが設置された。そして、この委員会が、軍人遺族扶助に関する調査や資料収集、情報の提供、所轄官庁への請願の作成、他の扶助機関との連携といった活動を行った。それが作成したパンフレット⁸⁰⁾では、軍人遺族扶助はおおよそ以下のように捉えられていた。

I

ドイツ国民は……戦争寡婦と遺児に経済的・精神的自立への道を開こうとしている。／年金と義捐金だけではこれは不可能である。／社会的扶助と結びついてはじめてその目的を達成することができる。／……／この仕事は、所轄の公的および自発的な機関を軍人遺族救済委員会に統合することを必要とする。

II

社会的な戦争寡婦・遺児扶助は、健康扶助、経済扶助、雇用扶助、教育を含む。／悲嘆と心配で疲れ果てた戦争寡婦の心身の健康がまず必要とされる。／その経済状態は正常でなければならない。寡婦が年金や現金扶助を得、使用するについては、助言が与えられねばならない。夫の生業を継続するために、適宜、専門的な援助がなされなければならない。／労働可能な女性には、職業紹介・職業指導・職業教育によって適当な生業が紹介されねばならない。年金は賃金引き下げの手段となつてはならない。劣悪な家内労働は避けられなければならない

い。／完全に生業に就くことのできる女性は、食堂や育児施設によって、家事や育児の仕事から解放される。／……

III

戦争遺児院は必要ない。現存の施設で必要は満たされている。／戦争遺児の養子縁組は祖国の仕事である。／片親だけの遺児はできるだけ母親の許におかれる。／……／その素質に合わせて戦争遺児をしっかりと教育・職業教育することは、戦死した父親に対する恩義だけでなく、国民経済的な自己保存の要請でもある。

IV

戦争寡婦・遺児扶助の最高の原則は、寡婦や遺児の従来 of 生活態度を維持することである。……

軍人寡婦・遺児扶助中央委員会と活動委員会は、その後、帝国宰相ベートマン＝ホルヴェークTheobald von Bethmann Hollwegやドイツ貧民扶助・福祉活動協会、後に述べる国民基金などからの寄付を活動財源とすることによって、独自の事務所や職員をもつようになり、軍人遺族扶助関係の資料の収集、叢書や機関誌『社会的戦争遺族扶助』*Soziale Kriegshinterbliebenenfürsorge*の刊行、公私の連携、軍人遺族扶助の実態に関するアンケート調査、といった活動を行った⁸¹⁾。

しかし、それらの活動は、扶助そのものというよりも、そのために条件や基盤を整備するという性格を強くもっており、扶助の実施組織が必要であった⁸²⁾。そうした面で大きな役割を果

80) Flugblatt, herausgegeben vom Arbeitsausschuß der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, in: Dr. E. Francke, Bericht über den Arbeitsausschuß der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, S. 16-18. Auch in: *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 192-193.

81) Dr. E. Francke, Tätigkeitsbericht, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 5-11; ders., Tätigkeit des Arbeitsausschusses, S. 7-18.

たしたのが戦死者遺族のためのドイツ国民基金 die deutsche Nationalstiftung für die Hinterbliebenen der im Krieg Gefallenenであった⁸²⁾。皇帝の支援の下でつくり、ヒンデンプルクが名誉総裁を務めたこの組織は、半官的な性格をもち、もともとは義捐金の収集・配分の場合と考えられていたが、戦争の長期化とともにその活動を拡大していった。即ち、うえの軍人寡婦・遺児扶助中央委員会および活動委員会、地域の扶助機関と連携して、困窮した戦死者遺族に対する現金による一時補助、寡婦が自立して生計を立てるための職業指導・紹介、自営業の場合には種々の助力・相談、病弱・病気の寡婦に対する医療、遺児に対する養育費補助、家族・施設への収容、生業に就くための職業教育の振興、といったことが国民基金の主な活動内容となっていた。そして、邦や州、都市や郡などに下部機関としての特別委員会、下部委員会がおかれた。その数は、1916年時点で、邦委員会19、州委員会8、都市の地域委員会12、郡委員会12であり、ザクセンとバーデンでは戦傷者扶助組織であるそれぞれのハイマートダンクがそ

の機能を担った。国民基金が遺族扶助に支出した金額は17年だけで6百万マルクに達したが、その扶助はあくまでも補完的な性格をもつものであった。国民基金と軍人寡婦・遺児扶助中央委員会とは相互に協力しながら軍人遺族扶助を推進し、18年には後者は前者に統合された⁸⁴⁾

(b) 地域の軍人遺族扶助機関

これまでみてきたように、軍人遺族年金に関する問題は軍部の管轄事項であったが、私的な機関も遺族の生活を可能な限り以前の状態に戻すことを目標として、積極的な活動を始めていた。しかし、法律や指令などの規定に則って年金の受給条件を個別的に確定し、複数の組織や規定による扶助活動を効率的・統一的に行うためには、遺族の状態が正確に把握されねばならなかったし、遺族の生活の監督、助言や指導（具体的には年金の使用の仕方、健康状態のチェックと扶助、経済問題に関する助言、遺児の養育に関する世話など）も、それぞれの実情に合わせて個別的になさねばならなかった。そのためには、扶助活動を統括する公的な

82) Dr. E. Francke, Bericht über den Arbeitsausschuß der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, S. 18-20; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 194-199; E. von Hollander, Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, S. 98-101.

83) ドイツ国民基金については、H. Simon, Besondere Aufgaben der Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Berliner Fürsorge-Arbeit während des Krieges. Vorträge und Berichte aus dem Ausbildungs-Lehrgang der Zentrale für private Fürsorge E. V. Berlin*, Berlin 1916, S. 108-111; dies., Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Stand und künftige Entwicklung der Kriegerwitwen- und Waisenfürsorge*, S.28-30; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 199-204; E. v. Hollander, Tätigkeit des Hauptausschusses, S. 5; ders., Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen, S. 99, 102による。

84) ホランダーは「私の考えでは、中央委員会は、与えられた基礎の上で発展するであろうという確信をもって、それがこれまで行ってきた仕事を喜んで国民基金の手におくことができる」と述べたし、フランケは、国民基金のなかに新設される諮問委員会に中央委員会の主だったメンバーと活動委員会の全メンバーが参加することになったことを報告した後、それに続いて、「こうして、私たちは、中央委員会と活動委員会の解散を目前に控えています。私が既に強調しましたように、私たちの多くにとって、それはいくらか辛いことであります。しかし、問題の利益のためにそうしなければならないのです。……私たちの仕事は、全体会議が吹き込み、私たちが忠実に守ろうとしてきた精神で国民基金によって引き継がれるであろうと確信しています」と述べた。E. v. Hollander, Tätigkeit des Hauptausschusses, S.5; Dr.E.Francke, Tätigkeit des Arbeitsausschusses, S. 17-18.

地域の機関が必要とされた⁸⁵⁾。ここでもプロイセンの場合を中心にみよう。

1915年秋にライヒ内務省で行われた、ライヒと邦の関係者会議では地域的扶助機関を設置することが決議され、それにしたがって個々の邦国政府あてに要請が出された⁸⁶⁾。軍人遺族年金や付加年金のために必要な調査や手続きを地域の警察署が行っていたプロイセンでは、陸軍省や内務省によって、官庁の指導の下でこの扶助事業にかかわりを持つ協会、団体、人物を統合した地域の軍人遺族扶助機関を設置することが促された。16年には1月7日に陸軍省布告が、5月5日に内相布告が出された後、12月26日にはプロイセン内相から「戦死者遺族のための地域的扶助機関の設置」Die Einrichtung örtlicher Fürsorgestellen für die Hinterbliebenen der im Kriege Gefallenenという布告が出された。ここでは、5月5日付けで出された同相の布告にしたがって多くの都市や郡で軍人遺族の扶助機関が設置されたことに満足を示しながらも、それがまだ存在しないところでの機関設置が要請された⁸⁷⁾。

これらに呼応して、主として郡や都市を単位に、軍人遺族扶助機関が設置されていった。そ

の1つの形態は、遺族扶助機関が公的な機関として新設されることであり、例えばプレスラウ市では、うえの内相布告に基づいて戦死者遺族扶助のために市の公的な扶助機関が創設された。参事会議長が指揮するこの機関は、(1)遺族年金問題とプレスラウ在住遺族のリスト作成、(2)社会保険の請求権問題、(3)年金支給の基礎となる調査、という3部門から構成されていた。ハレ市南方に位置するメルゼブルク郡、オーバーバルニム郡、テューリンゲン地方のシュマルカルデン郡などでは、郡によって遺族扶助機関が設置された。これに対して、遺族扶助機関が、戦傷者扶助機関をはじめとする既存の福祉機関やその他の行政機関に併設されることもあった。マインツ市では、市議会の同意を得て16年6月19日に活動を開始した戦傷者と戦争遺族扶助機関が17年5月1日には市戦傷者・戦争遺族扶助局 Städtisches Fürsorgeamt für Kriegsbeschädigte und Kriegshinterbliebene という名称をもった。以上のような2つの場合には、多くの場合、市長や郡長が扶助機関の長に就いたが、その他に法律家、聖職者、教育関係者などが責任者になることもあった。参事会会員や種々の福祉団体の代表、市民の代表がこれらの機関の構成員となった。機関の管理に要する費用は主として郡や都市によって負担された。これらの2つの類型の他に、国民基金や赤十字の地域機関にその任務が委託されるケースもみられた。ベルリンでは、市戦争遺族扶助機関は同時に国民基金の州委員会であり、それは、参事会会員、市議会議員、国民基金の幹部会および州委員会の代表、地区長、市専門学校・補習学校制度理事長、遺児院長、ライヒ保険官庁およびすべての任意団体の代表者から構成されていた。また、こうした場合には、運営

85) Dr. Luppe, Die Aufgaben und die Organisation der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reiche, S. 7-8; ders., Militärverwaltung und Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S.13-15; Dr. E. Francke, Tätigkeitsbericht, S. 9.

86) Dr. E. Francke, Tätigkeit des Arbeitsausschusses, S. 11.

87) Dr. Kraus, Mitwirkung der lokalen amtlichen Fürsorgestellen der Rentenfürsorge des Reiches, S. 42. 1916年12月26日の布告は *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 107-108 に収められている。そこでは、「これがなお設置されていないところでは、この問題に常に注目し、扶助機関の設置を一層目指すことを要請する。こうした地域的な扶助機関の必要性はますます明らかである。」と述べられている。

費用は国民基金や赤十字の資金、その他の基金によって賄われることが多かった。プロイセンにおける遺族扶助機関の設置については、地域間でも進展度や密度の相違がみられた。ライン、ヴェストファーレン、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、ヘッセン＝ナッサウ、ハノーファー州の一部では軍人遺族扶助機関の設置が進んでいたのに対して、東西プロイセン、ポンメルン、ポーゼン州では、いくつかの都市を例外として扶助機関の組織と活動は十分ではなく、ザクセン州は両者の中間に位置していた⁸⁸⁾。

バイエルンでは、地域の扶助機関と統一婦人協会die Vereinigten Frauenvereineなどが協力して軍人遺族扶助に当たっていたようであるが、1916年10月に軍人遺族扶助バイエルン邦委員会協会der Verein Bayerischer Landesauschuß der Kriegerhinterbliebenenfürsorgeが設立された。その後、ミュンヘンでは、17年3月にオーバーバイエルン軍人遺族扶助県委員会der Kreis-ausschuß der Kriegerhinterbliebenenfürsorge für Oberbayernが、17年4月にはミュンヘンの地域委員会der Ortsauschuß München が設置された。ザクセンでは、ハイマートダンクが軍人遺族扶助をも引き受けた。バーデンでもハイマートダンクの地域委員会が、すべてのゲマイ

ンデに公的な軍人遺族扶助機関を設置し、その活動を促進することを委託された⁸⁹⁾。

こうした地域の公的遺族扶助機関数は1918年初頭にはプロイセンで2300、バイエルンで205、小規模なゲマインデがそれぞれにそうした機関を有したヴェルテムベルクで1465に達しており、ライヒ全体ではおよそ5000にのぼった⁹⁰⁾。遺族扶助機関の設置、組織、活動にはいくつかの特徴がみられた。その1つは、軍人遺族扶助機関が戦傷者を対象とするそれよりも時期的にはやや遅れて設置されたことである。それは、問題自体が遅く顕在化したことによるのであろう⁹¹⁾。第2に、これらの軍人遺族扶助機関はとくに国民基金とは強い結びつきをもったが、そ

89) E. Ebert-Mitscherlich, Die Kriegerhinterbliebenenfürsorge der Vereinigten Frauenvereine in München, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 100-105; Dr. E. Franke, Tätigkeit des Arbeitsausschusses, S. 12; H. Simon, Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge, S. 31.

90) Dr. E. Francke, Tätigkeit des Arbeitsausschusses, S. 12; H. Simon, Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge, S. 31; H. Stranz, Die Fürsorgestellen, S. 11-28.

91) これにかかわる若干の事例を書きとめておこう。バイエルンのオスターベルク郡では1915年夏に創設された扶助機関がまずは戦傷者扶助を、そして17年1月から遺族扶助をも引き受けた。ハーメルン市では17年4月に遺族のための公的扶助機関が設置され、それが市戦時扶助局に統合された。また、クレーフェルトでは16年5月に遺族扶助機関が設置され、それは市専門後見部に統合された。H. Stranz, Die Fürsorgestellen, S. 15, 22. なお、戦傷者扶助に比べて軍人遺族扶助に対する取り組みが遅れた点について、兵士寡婦・遺児扶助活動委員会の委員長であったフランケは、「1870/71年の戦争から、戦傷者の深刻な問題はなお強く我々の記憶にありました。当時は軍人遺族の問題というのはほとんどありませんでした。前もって誰も予想できないような長期化した戦争の過程ではじめて、既婚召集者の数が、現在経験してきたように増加したということも考慮しなければなりません」と述べている。Dr. E. Francke, Bericht über den Arbeitsausschuß der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, S. 15.

88) O. Tilgner, Fürsorgestelle für Hinterbliebene von Kriegsteilnehmer in Breslau, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 88-90; Gündert, Kriegshinterbliebenenfürsorge der Stadt Mainz, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 93-100; H. Simon, Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge, S. 33-34; H. Stranz, Die Fürsorgestellen, in: *Kriegshinterbliebenenfürsorge in Preußen. Ergebnis einer Umfrage bei den amtlichen Fürsorgestellen (= Schriften der Nationalstiftung für die Hinterbliebenen der im Krieg Gefallenen. Neue Folge der Schriften des Arbeitsausschusses der Kriegswitwen- und Waisenfürsorge, 10. Heft)*, Berlin 1919, S. 11-28, besonders S. 19-20.

他の扶助組織とも緊密な連携をとっており、人的には複数の組織や機関で重なっていることもあった。一般的にいえば、都市部では全国婦人奉仕会 *die Nationale Frauendienste*、農村部では祖国婦人協会の協力が顕著であった⁹²⁾。遺族年金の認定、年金で生計を立てることができない場合の暫定補助、遺族の生活指導、その他の扶助にかかわる問題の取り扱い⁹³⁾、軍部、ゲマインデ、私的な慈善組織にまたがるものであり、連携や調整が不可欠だったのである。さらに第3に、それぞれの扶助機関は、それらが中間的な組織に統合されることもあったが⁹⁴⁾、

他方では各扶助機関の管轄区域は小さな地区に分割された。例えば、ベルリンでは、市域は租税委員会を基準として23の区域に分けられていたし、アッシャーレーベンでは28の、デュースブルクでは41の区域に分けられ、各地区に扶助員がおかれた⁹⁵⁾。そして、この扶助員を始めとして、扶助にかかわる仕事には多くの市民が名誉職として動員された。ここでは、エルバーフェルト制度以来の伝統が生かされていると考えることもできよう。

(3) 軍人遺族の生活と扶助

軍人戦死者の年齢や家族構成、職業は、遺族の構成や生活とも密接なつながりをもっている。第1次世界大戦によるドイツの軍人戦死者180万人のうち、過半を占めるプロイセンのそれについて年齢構成をみると、第13表のとおりである。戦死者のうち40%に近い41万人が20-24歳であり、20歳代で全体の60%以上を、それ

92) H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 34. この点に関して、軍人寡婦・遺児扶助中央委員会の1917年1月22日の大会における報告でフランケは、「この機関(遺族扶助機関——加来)は、その指揮が公的な人物あるいは官署から委託された人物に委ねられねばならないという限りにおいて公的です。けれども、時間・金・力の浪費を防ぐことができるように、こうした公的な長の下で遺族の扶助と部分的には戦傷者の扶助に携わっているすべての人々、すべての団体や組織が統合されるべきです。」と語ったし、ルッベも、「地域の扶助機関は官庁に属さなければなりませんし、官庁のような構成でなければなりません。けれどもそれは同時に、扶助というこの全領域で専門的に活動し、個々の場合に調査や助言・助力で補佐をすることができるすべての人物と組織を含まなければなりません。公的な官庁と私的な扶助組織とのこうした協力が必要なのです」と述べた。Tagung des Hauptausschusses der Kriegerwitwen- und Waisenfürsorge, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 9, 14.

93) 公的遺族扶助機関が担う活動の概要は、プロイセン陸軍省の「手引き」や1917年1月2日布告などによって知ることができる。Leitfaden für amtliche Stellen der Kriegshinterbliebenen-Fürsorge, S. 1-14, 55-56. ルッベは、「私は以下のような考えを表明しておきたいと思います。それは、我々(軍人寡婦・遺児扶助機関——加来)が、陸軍省によって認められた、こうしたきわめて広い権限を喜んで行使すべきであるということ、従って基礎年金と付加給付のすべての申請が遺族扶助機関でだけ行われ得るということ、そして、こうしたすべての案件についての審査も扶助機関に委ねられるということでもあります。」と述べた。Luppe, *Militärverwaltung und Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 16.

94) 例えば、ヘッセン大公国、ヘッセン＝ナッサウ州とヴェストファーレン州の一部を含む地域の第13軍団地区では扶助機関による中間組織が創られており、ルッベは、1917年1月22日の戦争寡婦・遺児扶助中央委員会第3回大会における報告においてそうした組織の必要性を指摘した。Luppe, *Militärverwaltung und Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 19-21.

95) E. v. Hollander, *Fürsorge für die Kriegshinterbliebenen*, S. 101; H. Stranz, *Die Fürsorgestellen*, S. 19-23; *Berlin im Weltkriege. Fünf Jahre städtischer Kriegsarbeit*, hrsg. v. E. Kaeber, Berlin 1921, S. 72. フランクフルト・アム・マインでは17の地区事務所がおかれた。Dr. Kraus, *Die Mitwirkung der lokalen amtlichen Fürsorgestellen bei der Rentenfürsorge des Reiches*, S. 40. またミュンヘンでは、1916年に市の遺族扶助事務所に8-10人の吏員がいたが、その他に、29の地区市扶助委員会では、それぞれ1-4人の統一婦人協会に属する女性扶助員が活動しており、1地区あたり扶助を受ける遺族家族数は8-129であった。E. Ebert-Mitscherlich, *Die Kriegerhinterbliebenenfürsorge der Vereinigten Frauenvereine in München*, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 100-101, 104.

第13表 プロイセン軍人戦死者の年齢構成 (単位：人；%)

年 齢	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	合 計
20歳未満	6,651	17,826	14,961	24,533	33,778	97,749 (9.4)
20-25歳	56,780	120,472	81,930	65,892	89,049	414,123 (39.7)
25-30歳	44,085	71,379	43,853	33,373	48,067	240,757 (23.1)
30-35歳	22,882	44,520	29,527	22,813	32,913	152,655 (14.6)
35-40歳	8,882	23,236	21,580	16,486	20,547	90,731 (8.7)
40-45歳	1,878	7,336	7,148	10,193	10,648	37,203 (3.6)
45-50歳	426	1,404	1,057	2,834	3,448	9,169 (0.9)
50歳以上	300	359	245	254	275	1,433 (0.0)
不 明	322	109	34	48	107	620 (0.0)
合 計	142,206	286,641	200,335	176,426	238,832	1,044,440 (100.0)

資料：Statistisches Jahrbuch für den Freistaat Preußen, 17. Bd., Berlin 1921, S.32.

第14表 ハノーファー戦死者の年齢と職業 (単位：人)

年 齢	熟練労働者	不熟練労働者	職 員	自営業者	商 人	自由業者	その他	合 計
20歳以下								
21-25歳	22	12	8					42
26-30歳	149	132	58	16		5		360
31-35歳	217	165	83	26	7	3		501
36-40歳	147	115	59	28	7	3	1	360
41-45歳	51	40	21	10			1	123
45歳超	3	5	4	3				15
合 計	589	469	233	83	14	11	2	1,401

資料：H.Stranz, Wirtschaftslage, in: Kriegshinterbliebenenfürsorge in Preußen, Berlin 1919, S.85.

に30歳代前半を加えると、80%近くを占めていたことがわかる。第14、15表によれば、ハノーファーやマインツなどの個別的な事例でも戦死者の年齢構成については同様の特徴が確認されるが、ここではさらに、戦死者のかなりの部分が既婚者であったこと、これら2つの都市における戦死者の職業構成では労働者が圧倒的に多く、職員がそれに次いでいたこともわかる。いずれにおいても、戦死者の約3/4は労働者であり、それに職員を加えた割合は、それぞれ全体の92、84%であった。以上のことをふまえて、軍人遺族の生活とそこにおける扶助の意味をみていくこととしよう。

軍人遺族数としては、寡婦60万人、遺児100万人に加えて多くの両親や兄弟姉妹が遺されたという記述が大戦中になされているが⁹⁶⁾、ここでは、1917年にプロイセンで行われたアンケート調査を手がかりとしよう。これは、郡長と市長あてに出された同年7月31日のプロイセン内務省布告に基づいて、戦死者遺族の状態を調べた

96) この記述は、初版が1916年11月、第2版が18年7月に出された書物のなかにみられる。Dr. Luppe, Die Aufgaben und die Organisation der Kriegshinterbliebenenfürsorge im Deutschen Reiche, S. 6. 18年1月現在のドイツにおける戦争寡婦数を約50万人とする記述もある。K. Reutti, Zahlenergebnis, in: Kriegshinterbliebenenfürsorge in Preußen, S. 1

第15表 マインツ市の戦死者・寡婦の年齢・家族状況・職業
(1916年12月31日現在) (単位：人)

年齢・家族状況・職業		戦死者	寡婦
年 齢	20歳未満	24	—
	20—25歳	136	37
	26—30歳	84	46
	30—35歳	72	53
	36—40歳	42	28
	41—45歳	18	20
	46—50歳	2	4
	50歳超	3	1
	不明	13	14
結 婚	独 身 者	190	—
	既 婚 者	203	—
	離 婚 者	1	—
子 ども 数	子ども0人		29
	1人		77
	2人		51
	3人		23
	4人		13
	5人		7
	6人		1
	7人		2
職 業	無 職	—	134
	勞 働 者	295	45
	商 業 職 員	36	—
	自 由 業 ・ 教 師	14	7
	官 吏	7	—
	鉄 道 ・ 郵 便	14	1
	商 人 ・ 自 営 業 者	14	4
	職 業 軍 人	14	—
—	合 計	394	203

註：「寡婦・労働者」の内訳は、工場労働者45人、縫い子14人、洗濯・掃除婦8人、帽子製造工、アイロンかけ、新聞配達、パン配達、奉公人各1人である。

資料：Gündert, Kriegshinterbliebenenfürsorge der Stadt Mainz, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, Berlin 1917, S.96-97.

ものである。プロイセンのおよそ2300の遺族扶助機関に質問表が送付され、416の回答、377の有効回答（そのうち都市からの回答数が155、農村からのそれが222）が得られた⁹⁷⁾。

回答を寄せた地域の1917年8月時点での軍人遺族者数とその構成を示すと第16表のとおりで

ある。この数字は地域の遺族扶助機関をとおして年金の申請をした遺族だけを示しているが⁹⁸⁾、その合計は38万人足らずで、当該地域人口の約

98) したがって、この数字は、経済的に恵まれていたり他の扶助を受けることによって、地域の扶助機関と接触のなかった人、例えば警察署のような他の官庁で年金申請を行った人、非嫡出子などのように、1907年軍人遺族法による年金の対象外となる人を含んでいない。K. Reutti, *Zahlenergebnis*, S. 4-5.

97) K. Reutti, *Zahlenergebnis*, S. 2-4.

第16表 プロイセンの戦死者遺族数とその構成 (1917年8月)

(単位：人)

遺族	都市	農村	合計
寡婦	43,519	47,617	91,136
片親の子ども	77,467	100,366	177,833
孤児	1,566	3,375	4,941
非嫡出孤児	1,415	2,062	3,477
両親			71,426
その他遺族			25,803
再婚した寡婦	1,160	893	2,053
合計	125,127	154,313	376,669
人口総計	7,784,278	8,637,386	16,421,664

- 註：1) 遺族数は、年金の申請を基礎とする。非嫡出子や、将校・官吏の寡婦のように他の援護をうけている遺族、経済的に年金を必要としない遺族は含まれていない。
 2) 人口1万人未満の都市は農村に、人口4万人を超えるブランデンブルク州の農村は都市に分類されている。
 3) アンケートに回答を寄せた地域全体の人口はプロイセン人口の41%にあたる。
 4) 「両親」、「その他遺族」については都市・農村別の数字は得られない。

資料：K.Reutti, Zahlenergebnis, in: *Kriegsbliebenenfürsorge in Preußen*, S.4-5.

第17表 ハノーファー市における戦死者寡婦の年齢構成と子ども数

(単位：人)

寡婦年齢	子ども数										合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
20歳未満	2	1										3
21-25歳	49	85	94		2							160
26-30歳	128	172	102	36	3		2					443
31-35歳	78	142	112	62	19	3	1	3				420
36-40歳	38	63	75	32	20	11	4		1	1		245
41-45歳	16	24	20	18	6	5	1	3	2			95
45歳以上	6	5	4	2	1			1				19
合計	317	492	337	150	51	19	8	7	3	1		1,385

註：1) 子どもは18歳未満。

資料：H.Stranz, a.a.O., S.86.

2.3%にあたった。遺族の内訳では片親の子どもが全体の半分近くを占め、それに次ぐ寡婦の割合が24%強であり、両親の割合も20%近くに達していた。遺族として最も多いのは、子どもを抱えた母親というケースであったということが出来る。第17表によれば、ハノーファー市の軍人寡婦1385人のうち子ども1-2人をもつそ

れは約60%を占め、1-3人の子どもをもつ寡婦の割合は70%を超えていたし、プロイセン全体でも、1-3人の子どもをもつ寡婦は寡婦全体の70%近くを占めていた⁹⁹⁾。

アンケートの報告では、軍人遺族の生活は、

99) K. Reutti, Zahlenergebnis, S. 6.

おおよそ以下のように記述されている¹⁰⁰⁾。

(1) 軍人遺族のなかには何らの扶助をも必要としない場合もあった。例えばザクセン州ナウムブルク郡からの報告では「農民の寡婦は何らの補助を必要としない。というのは、彼女たちは十分な資産と収入をもっているからである」と記されている(67ページ)。これに類する記述はさすがに僅かで、ヘッセン＝ナッサウ州フリッツラール郡(103ページなど)などでみられたにすぎない。

軍人遺族年金によって遺族が生活できるという事例はいくつか報告されている。

・扶養者が戦前1日当たり1.50マルクから2.50マルクしか稼げず、その大部分を自分のために使っていた農村では、その家族はいまでは、激しい物価上昇を別とすれば、年金で以前よりよくなっている。

(ポーゼン州クロトシン郡, 55ページ)

・寡婦は「どの仕事も断わる。というのは、彼らがどんなときにもいっているように、その状態は今では以前よりも良好で、働く必要がないからである」

(シュレージエン州シェムベルク市, 66ページ)

といった記述がそれを示している。同様の状況は、ポーゼン州ホエンザルツァ郡(53ページ)、シュレージエン州オッペルン郡(61ページ)、ヘッセン＝ナッサウ州マールブルク郡(104ページ)からの報告にも記述されている。

(2) もっとも、うえのようなケースは相対的には少数で、軍人遺族年金だけでは生活できない遺族が多かった。そして、そうした場合には、多くの寡婦が生業に就いた。

・生業可能の場合にはほとんど【の寡婦】が生業に

も携わっている。というのは、賃金は一般的に有利であり、年金だけでの生計は不可能だからである。

(ブランデンブルク州ベルリン＝シェーネベルク市, 48ページ)

・寡婦は「その年金と農業経営または農業労働からの収入で十分生活できる」(ボンメルン州ザーツヒ郡, 51ページ)

・労働者階層の戦死者の寡婦は以前の職に就いている。その他の寡婦の大部分も軍需工場や戦争経済の経営に十分な職を得ている。(シュレージエン州ブリーク市, 63ページ)

・ほとんどすべての報告によれば、寡婦の生活は十分である。というのは、彼らには、年金の他にたいてい土地所有、耕地、菜園からの収入があるからである。大部分は、子どものために半日だけ農業労働を行っている。賃金は、時間賃金17プフェニヒ、日賃金1.30-1.60マルク、週賃金5-6マルク、年所得150マルクであり、それにたいていは、住居、馬鈴薯畑、家畜の飼料が無料である。(ザクセン州ザールクライス郡, 69ページ)

・戦争寡婦の多くは近隣にある軍需工場で割のいい仕事をみつけた。だから、国民基金に対する申請は比較的限られた範囲内に収まっている。(ザクセン州ナウムブルク市, 73ページ)

・大部分は生業に就いている。こうした人たちはこの地域の官庁、鉄道、道路建設、郵便、食堂やさらに商店や工場での好条件で有利な部署が紹介された。小さな子どもがいるために外で儲かる仕事を引き継ぐことができなかった戦争寡婦は、軍隊のための靴下、衣服、砂囊調製といった割りのいい家内労働に従事した。(ハノーファー州ヒルデスハイム市, 87ページ)

・労働者階層出のほとんどすべての寡婦がアルテナ郡にある巨大な軍事工業で高い賃金で働いている。(ヴェストファーレン州アルテナ郡, 89ページ)

100) アンケート調査の報告はシュトランツによる。H. Stranz, Wirtschaftslage, in: *Kriegshinterbliebenenfürsorge in Preußen*, S. 29-116. 以下では、このシュトランツ報告については該当箇所のページ数を()内に示すこととする。

・ほとんどの報告から明らかなように、収入は以前とはほぼ同じである。多くは工業（鉱山、工場）で働いている。何人かは郵便と鉄道にいる。多くの戦死者は鉱山労働者だったので、寡婦の大部分は坑夫組合金庫年金を受け取っている。家族救済が年金よりも高いところでは、ゲマインデの戦時福祉事業の資金から補充の救済が認められ、その他に医療は無料である。（ヴェストファーレン州ボーフム郡、90ページ）

・主として農村的な性格。寡婦はしばしば自分自身の耕地と小住宅、あるいは農業における収入の可能性をもっている。往々にして土地所有は小規模にすぎない。特別の困窮は稀である。この郡に属するビーデンコップ、バッテンベルク、グラードンバッハといった都市も、小・農村都市として遺族に有利な生活と生業の状態にある。（ヘッセン＝ナッサウ州ビーデンコップ郡、102ページ）

・寡婦は、年金と土地所有、小作地あるいは農業労働からの収入でいい暮らしをしている。多くは、部分的には親戚や捕虜の助けを借りながら、戦死者の土地所有を続けている。（ヘッセン＝ナッサウ州シュヴェーゲ郡、103ページ）

・「大多数は以前と同じく、農業を副業としている。というのは、夫は、たいていが石工、左官、タイル工、塗装工として、この地方では「低地」とよんでいるライン＝ヴェストファーレンの工業地帯で働いていたからである。それによって二倍の生活費となり、夫が節約家でなければ、家族にはどうしても副業に就くことが必要であった。家族はたいてい、2、3モルゲンの土地つき小住宅をもっていた。したがって、年金が認められれば、遺族が本当の困窮に陥るのはきわめて稀であった。ひどいのは、軍部が公務傷病を認めず、そのために夫が年金なしで家にいたり、寡婦が年金を受けられずにいるような場合である。ここでは本当に困窮が生まれ、

憤懣が生じる。というのは、軍務が夫の疾病や死亡の原因ではないだろうということなど、寡婦は理解できないからである。……」（ヘッセン＝ナッサウ州リムブルク郡、103-104ページ）

・戦死者の多くは工業労働者であった。労働可能な彼らの妻と子どもには有利な仕事が見つかる。調整の救済はなされない。（ライン州デュースブルク市、111ページ）

以上のように、遺族が軍人遺族年金と寡婦の生業による所得とによって生計を立てているという報告はかなりの数にのぼった。なかでも目立つのは寡婦が農業に従事しているケースが多いことである。ポンメルン州ナウガート市、ポーデユッホ市、シュトルプ市（52ページ）、ポーゼン州オボルニク郡（55ページ）、シュレージエン州ミュンスターベルク郡（59ページ）、エールス郡（60ページ）、ザクセン州オクシャスレーベン郡（68ページ）、ケンネルン市（70ページ）、ヘッセン＝ナッサウ州ウージンゲン郡（105ページ）、ハノーファー州ハールブルク郡（80ページ）、ゴスラー郡（80ページ）、ヴェストファーレン州ヴァーレンドルフ郡（96ページ）などからもそうした報告が寄せられていた。軍人寡婦・遺児扶助活動委員会事務局長であったジモンもまた、軍人遺族扶助の活動を概括する報告のなかで、「自分自身の家屋敷からの、あるいは勤労報酬としての現物給付がある、純粋に農村的な地方では、疾病などの特別の事情がなければ、寡婦にとって400マルク、遺児にとって168マルクという最低年金率は十分です」¹⁰¹⁾ という認識を示していた。

寡婦が農業以外の職業に就き、それによって生計を立てているという報告は、うえの他にシュレージエン州ハーバーシュヴェルト郡（58ページ）、ザクセン州ノエハルデンスレーベン

郡(68ページ)、ハノーファー州アインベック市(84ページ)などからも寄せられている。それらのなかでは、官庁や鉄道、郵便に多くの寡婦が雇用されていたことが注目される。ヘッセン＝ナッサウ州マールブルク市(106ページ)からの報告にもそれが記されている。既にみたように、官公庁や鉄道、郵便などでは戦傷者の雇用促進がはかられたが、軍人寡婦についても同様の配慮がなされたのであろう。これらとならんで、軍事工場やその他の工業、奉公人などの雑業が寡婦の雇用先となることも多かった。ヴェストファーレン州ヴィッテン市(102ページ)、ライン州オットヴァイラー郡(109ページ)などからの報告にもそうした記述がみられる。労働市場の逼迫は、一般的にいても寡婦が職を得ることを比較的容易にしたと考えられるが、とくに軍需工場などでは寡婦の労働力が積極的に動員されたものと推測される¹⁰²⁾。

(3) しかし、軍人遺族年金と生業による所得、それに鉱夫組合金庫年金などの社会保険による給付を加えても生計を立てることが困難な軍人遺族もあった。ジモンは、「都市と工業地域では年金によっても困窮はなくならなりません。とくに、夫の収入が1500マルク未満で、そのために付加年金が認められない寡婦がそうで

す。また、今日のような食料事情の下では、年金で十分なのは、家事や育児をほったらかして完全に就業できる女性だけです」¹⁰³⁾と述べていた。そうした遺族に対して国民基金をはじめとする慈善団体からの救済や地域の扶助がなされている、という報告も寄せられている。

・多くが坑夫組合金庫年金、ゲマインデからの手当で、家賃補助、医療費、その他の特別の特典を得ている。(ヴェストファーレン州ドルトムント郡、92ページ)

・戦死者はほとんど鉱夫であり、戦前既に十分な賃金を得ていた。したがって、ほとんどすべての寡婦が暫定的な補助に対する請求権を有していた。同様に、多くのところで坑夫組合金庫寡婦年金や児童手当が問題となっている。(ヴェストファーレン州マルテン郡、92ページ)

・遺族の年金は生活の維持に十分ではない。……戦争による物価騰貴のなかで経済的・社会的な低落が避けられないこともあった。……国民基金、クルップ基金、婦人感謝会、市の資金からの臨時的な、そして恒常的な補助が認められた。(ベルリン、43ページ)

・夫は大部分が労働者であった。寡婦は資産をもたず、年金だけでは生活に十分ではない。寡婦は、石炭、馬鈴薯などの救済を受けている。小さな子どもがいるために、賃仕事が可能なのは稀でしかない。したがって、物価が上がれば、特別の救済が必要である。(ライン州キルヘン・アン・デア・ジーク村、107ページ)

・家事から手が離せる限り、すべての寡婦は一部は農業で大部分は軍事工業で働いている。その他の寡婦は年金で生活しているが、生活物資の価格が高

101) H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 27.

但し、彼女はこれに続けて、「これによって直ちに、農村におけるこれらの遺族には何もおこらないということを言おうとしているではありません」と付け加えている。同報告の37-38ページにも「最低の年金率でも純農村地域では十分です」といった指摘がある。

102) 寡婦の就業先として、郵便と鉄道、軍の裁縫所や軍事工場が多いことを指摘したジモンは、ゲルンでは鉄道、郵便、市電だけでも206人の寡婦が就業し、ベルリンでは生業をもつ寡婦の40%が軍裁縫所による家内労働に従事していたという具体例をあげている。

H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 36

103) H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 36.

第18表 ハーゲン市の軍人寡婦に対する調整額

(単位：人、マルク/月)

子ども数	寡婦数	調整をうける	調整額の範囲	平均調整額
0	67	5	4.00-12.00	9.40
1	124	38	2.00-17.00	8.10
2	98	33	1.50-16.00	7.65
3	48	22	1.50-11.00	7.70
4	28	8	2.00-12.00	6.35
5	17	5	5.20-12.00	11.55
6	10	6	6.00-22.00	14.25
7	4	4	2.50-10.15	10.75
8	1		-	-
合計	397	121	-	-

資料:Cuno, Zur Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Probleme der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S.70.

くなって年金は極端に不足している。困窮の場合には戦時福祉事業または国民基金からの救済がなされる。(ライン州ケルン郡, 108ページ)

・年金は生計には必ずしも十分ではないから、衣服と燃料が供与され、総司令部の資金からの救済が堆しすめられる。(ライン州ザールブリュッケン市, 113ページ)

ここにも示されているように、遺族は、自らの所得や遺族年金、それを補う付加年金で生活できない場合には、国民基金の救済や地域の戦時福祉事業による扶助を並行して受けとることができた。第18表によれば、ハーゲン市では397人の寡婦のうち約30%にあたる121人の寡婦が月当たり1.50-22.00マルク、平均で8マルク余の調整額を受け取っていたことがわかる。

多様な扶助が全体として遺族の生活にどのような意味をもつのかということは、とくに地域の戦時福祉事業にとっては大きな問題であったから、地域の戦時福祉事業機関が独自の基準を設定することもあった。例えば、「エルバーフェルト市は戦争遺族救済の認可のための注目すべき基準を立てた。」その基準は第19表に示

されているが、「市の資金からの補助をとおして、市は遺族に戦死者の収入と家族数とを考慮した最低収入を保証して」(ライン州エルバーフェルト市, 111-112ページ) いたのである。

(4) 種々の扶助にもかかわらず、戦死者の職業によっては、遺族が戦前の生活水準を維持することが難しいこともあった。

・土地所有者と農業労働の寡婦は農業に従事することによって十分生活できる。小手工業者、自営業者、職員の寡婦の場合には年金は必ずしも十分ではなく、特別の資金からの臨時的な救済が必要である。(西プロイセン州マリーエンヴェルダー郡, 42ページ)

・商人層の寡婦の状態は劣悪である。短い結婚期間では貯えをすることはできなかった。少額の戦時手当は生計には不十分である。婦人たちは自分と子どもの生活のために職を得なければならなかった。けれども、収入はそれでも生計には十分ではなかった。(シュレージエン州グライヴィッツ市, 64ページ)

・全体として知識階級の、社会的にいくらか上層に位置する家族の場合にはかなり厳しい。2000マル

第19表 エルバーフェルトの遺族扶助基準

(単位：年額；マルク)

対 象	最低生活費額
単 身 者	900
寡婦・子供1人ないし両親	1,080
寡婦・子供2人	1,260
寡婦・子供3人	1,440
寡婦・子供4人	1,620
寡婦・子供5人以上	1,800

資料：Die Versorgung der Elberfelder Kriegshinterbliebenen durch städtische Ausweisunterstützungen, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, 3. Jg., Nr. 4, 30. Mai 1917, S.56.

クから4000マルクという以前の収入に対して、いまや寡婦年金は400マルクから500マルクであり、それに時々比較的わずかな付加年金が加わる。ここでは勤労所得によってはじめて埋め合わせができた。

(ザクセン州エアフルト市, 72ページ)

・全体として寡婦は今のところ状況の変化に甘んじているが、少数、とくに夫の地位によって以前に結構よい生活をおくっていた寡婦だけはなかなか適当な仕事を探す気にならない。(ザクセン州ナウムブルク市, 74ページ)

・家長が頭脳労働者であり、何らの資産も残さなかった家族の場合には状況はきわめて不利である。彼らは、たいていは相当高額であった収入源がなくなって、寡婦・遺児年金だけではやっていけず、気の毒なほどみじめな状態にあり、彼らを救済することは緊急に必要である。(ヴェストファーレン州ミンデン郡, 95ページ)

・就業の可能性が小さく、その生計の基礎が労働者の遺族の場合とは異なっている中間層の場合には、収入は生計を賄うには十分ではない。(ブランデンブルク州ゲーベン市, 50ページ)

(5) さらに厳しいのは、こうした様々な扶助にもかかわらず、遺族が生活難に陥っていると

いう報告である。これは、「家内工業では、原料や半製品の不足が顕著で、そのために多くの寡婦がその生業をすべてやめてしまわなければならない」というように、寡婦が生業に就けないケース(ハノーファー州イルフェルト郡, 81ページ)や、戦死者の両親が老齢の場合に顕著であった¹⁰⁴⁾。

・大体のところ、ここでは寡婦と遺児は困窮に苦しんではいない。ほとんどすべてが恒常的な遺族年金の他に副業による収入をもっている。相当数の戦争両親はかなり苦しんでいる。彼らは老齢で働くことができないことがしばしばであり、戦争両親年金はその生計には十分ではない。(ヴェストファーレン州シュテフト・クヴェルンハイム郡, 93ページ)

(6) 生活苦や生活水準の低下とかかわって、遺族年金制度そのものに対する不満も報告され

104) ジモンは、「最低の年金率でも寡婦や遺児を純粋に物量的に貧民扶助から区別しています。けれども、このことは戦争両親年金についてはあてはまりません。それは、今日貧民扶助が認める以下にとどまっていることが多いのです。」と述べている。H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 27-28.

ているが、そこには様々なニュアンスが含まれていた。もっとも基本的には、軍人遺族年金がいかなる根拠によって支給されるのかという法的な性格が問題となり得たし、そこから生計を維持するに十分な軍人遺族年金が要求されることにもなる¹⁰⁵⁾。

・ここでは戦争寡婦にとって有利な雇用機会は十分存在するけれども、一部の女性は仕事に行くよう説得されえない。というのは、彼女たちは、国あるいは地方自治体が生計の十分な手段を提供する義務を負っている、と考えているからである。(ボンメルン州ゴルノヴ市, 51ページ)

そうしたことを措くとしても、他の扶助基準と比較した場合の遺族年金の多寡が問題とされた。とくに戦争中に基準が引き上げられた出征軍人家族救済はしばしば引き合いに出された¹⁰⁶⁾。

・家族救済は年金額に近くなったが、それは寡婦にとってはおかしいようにみえる。寡婦はまた、年金

が国税として課税されることについても不満を抱いている。(ザクセン州ツィーゲンリュック郡, 71ページ)

・規模の大きいゲマインデでは物価上昇のために年金は不十分であり、遺族は家族救済と同じ額の補助を戦時福利事業資金から受け取っている。(ヴェストファーレン州ヘルデ郡, 93ページ)

・ポッホルトでは、寡婦の経済的状态を軍人家族のそれと同じ高さにするために、年金と家族救済との間の調整が支払われる。(ヴェストファーレン州ポッホルト市, 97ページ)

・経済状態はよくない。「国民基金からはこれまで資金が用立てられなかったから、困窮の場合の救済は戦時福祉事業によってなされなければならなかった。戦時家族救済は遺族年金を大きく上回っている。そのため遺族は戦争参加者の家族よりも不利な状態にある。」(ライン州ヴェルフラート郡, 109ページ)

105) 軍人遺族年金を損害賠償請求によって根拠づけようとする考えがあることは註72)で触れたが、その考え自体に異論を唱えたジモンも、「戦争援護はすべての遺族扶助の基礎をなしていますが、それは、その本質からして扶助ではありません」とし、それは法的な請求権をもつという性格づけをしている。ジモンはまた、同じ報告のなかで「多数の戦争寡婦は国家に対する請求権を主張して働こうとしないということ、皆さんの多くがお聞きになったことでしょう。現在、すべての都市に働こうとしない人がいます。私の資料では、戦争寡婦のなかで働こうとしないのはきわめてわずかで、きわめて多くが全力をあげて自分と子どもの生活を維持している人々です。」とも述べている。H. Simon, *Entwicklung und gegenwärtiger Stand der Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 28, 36.

106) こうした問題点が存在することは広く認識されていたようである。1917年4月4日のプロイセン内相布告では、軍人遺族年金に関わる問題として、「様々な面から次ぎのことが指摘されている。それは、家族救済が大きく引き上げられたために、寡婦となった軍人の妻の生活が、[遺族]年金の給付によって、一部では悪化していること、扶養者の死去、年金の開始によって給付が減ることが、往々にして不満を引き起こしていることである」と記述している。Zitiert nach: Cuno, *Zur Kriegshinterbliebenenfürsorge*, S. 72.

以上のように、軍人遺族に対しては、遺族年金や付加年金をはじめ、種々の扶助がなされた。それらが遺族の生活にとってそれなりに大きな意味をもっていたことは、アンケートの報告からも窺うことができる。それは、戦傷者に対する扶助と同じく、道義的な責任を負い、士気の高揚をはかるために、そして何よりも社会を維持していくために必要であった。しかし、そこから新たに生み出される問題もあった。一方では、そうした扶助が手厚くなされれば、それだけ財政負担が大きくなるが、それでも問題をすべて解決することは難しかった。また他方では、そうした扶助によっても生活していくことの難しい遺族が少なからず残されたし、辛うじて生計をたてることはできても、戦前の生活水準を落とさざるを得ない遺族も存在した。さ

らに、例えば扶助の条件や基準といったことから不満が生じることもあった。扶助制度相互間の不均衡を調整する必要性も残されたままであった。

Ⅲ 戦傷者・軍人遺族の植民

農村における農民経営創出、および、都市近郊における菜園付き住宅の供給という観点から行われていた内地植民は、大戦勃発後には戦傷者や軍人遺族がその対象とされることにより、戦傷者扶助・軍人遺族扶助の一つという性格をもつようになった¹⁰⁷⁾。戦傷者・軍人遺族の植民事業は様々な動きや取り組みが交錯するなかで実施されていったが、それをすすめた動きからみることにしよう。

この問題に関する提言や運動は、1915年に入って積極化した。軍人のための菜園付住宅という考えをとくに積極的に取り入れたのはドイ

ツ土地改良者同盟 *der Bund Deutscher Bodenreformer* であった。その議長ダマシュケ *Adolf Damaschke* の指導の下で1915年3月20日に設立された軍人の菜園付住宅のための中央委員会 *der Hauptausschuß für Kriegerheimstätten* は、菜園付住宅思想 *das Heimstättengedanke* をもつ組織の代表として、帰還軍人、とくに戦傷者に公的な援助によって菜園付住宅の取得を可能とするライヒ法の制定を要求した。ドイツ田園都市協会 *die Deutsche Gartenstadtgesellschaft* は15年に『田園団地における住まいと仕事場を我々の戦傷者に』*Unseren Krieginvaliden Heim und Werkstatt in Gartensiedlungen* という覚書をまとめ、田園都市に戦傷者や戦死した軍人の遺族を受け入れ、その場合の保証をライヒが引き受けるべきだと主張した。そして、15年までに建設された31の田園都市には戦傷者受け入れの用意があったという。ドイツ住宅改革協会 *der Deutsche Verein für Wohnungsreform* は、住宅協同組合による戦傷者住宅建設にも戦傷者年金を資本化して利用するという構想をもち、15年8月には、戦傷者・軍人遺族の植民に適した公益団体を補助するために20-30万マルクの基金を設立するよう、帝国議会に請願した。戦傷者扶助ライヒ委員会もまた、15年12月15日には植民と住宅扶助のための特別委員会を設置して、内地植民問題をとりあげるようになった。プロイセンやバイエルンなどの邦国の政府や議会、そしてプロイセン内ではライン、ヴェストファーレン、ザクセン、シュレージエンなどの州でも、15年から戦傷者を対象とする植民への補助が要請されたり、実施されるなどの取り組みが始まった¹⁰⁸⁾。

そうしたなかで、戦傷者植民のあり方として大きく浮かび上がってきたのは、プロイセンで

107) ドイマーは内地植民政策が食糧生産との結びつきで国防の問題と密接な関連をもつことを強調しながら、地代農場の設定による戦傷者の植民を構想している。R. Deumer, *Vorschläge zur Versorgung der Kriegsinvaliden*, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 6, Juni 1916, S. 131-135, besonders, S. 132-133. また、リーゼは、「身体をはってドイツの土地を守った者が、その人自身や家族のために小区画の土地を所有できるのは当然だ」という考えが大きな共感を呼んでいることは否定できない」と述べており、そうした植民の意義として、戦傷者の健康の他に、子どもの養育、食糧生産、住宅問題をあげている。W. Liese, a. a. O., S. 35-41, besonders, S. 35. *Berlin im Weltkrieg*, S. 67-68; J. Nothaas, a. a. O., S. 53, 56-62; Ziegler, a. a. O., S. 44-46をも参照。

108) *Die innere Kolonization und der Krieg*, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 13. Jg., Nr. 11, 1915, S. 926ff; W. Liese, a. a. O., S. 36-37; J. Nothaas, a. a. O., S. 56; *Bayrische Kriegsinvalidenfürsorge*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, Nr. 13, 25. September 1915, S. 112. なお、ドイツ住宅改革協会、ドイツ田園都市協会については、後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史』、未来社、1999年、68-71, 487-489ページを参照。

以前から実施されてきた地代農場の形態であった。それに関する最大の問題が資金の調達であることも明らかになってきた。そして、1916年5月にはザクセンとプロイセンでそれぞれに、「出征軍人の植民に関する法律」Gesetz über die Ansiedlung von Kriegsteilnehmern vom 5. Mai 1916と「植民促進法」Gesetz zur Förderung der Ansiedlung. Vom 8. Mai 1916が、バイエルンでも同年7月に「戦傷者農業植民法」Gesetz über die Ansiedlung von Kriegsbeschädigten in der Landwirtschaft vom 15. Juli 1916が成立した¹⁰⁹⁾。プロイセンの場合について、そこにいたる経緯を簡単にみておくこととしよう。

プロイセンでは、1890年に成立した「地代農場に関する法律」Gesetz über Rentengüter. Vom 27. Juni 1890によって、一定額の金納地代を受けることを対価としてその土地の所有権が譲渡されるという「地代農場」が定められ、契約によって農場取得者はその地代を償却しうることも規定された。また、翌91年の「地代農場設定の促進に関する法律」Gesetz, betreffend die Beförderung der Errichtung von Rentengütern. Vom 7. Juli 1891では、「中小規模の地代農場が負う地代は地代銀行の仲介によって償却されうる」とされた。地代農場を設定した地

代権者は地代価額の27倍にあたる3.5%利子付地代証券、23 2/3倍の4%利子付地代証券、ないし券面価額にあたる現金を受け取り(第1条)、地代農場取得者は地代銀行に対して、3.5%利子付証券の場合には4%、4%利子付証券の場合には4.5%の地代銀行利子を支払い、前者の場合には60 1/2年、後者の場合には56 1/2年で完済することが規定されたのである(第3条)。これによって、地代農場設定者と取得者間の資金融通による地代農場設定が援助・促進された。地代農場設定に際しては、総務委員会 die Generalkommissionが仲介の機能を担うこととされた(第12条)。その後、1900年の「地代農場設定に際しての中間信用供与に関する法律」Gesetz betreffend die Gewährung von Zwischenkredit bei Rentengütern istitutionsenは、地代農場を設定しようとする土地所有者に対して、その土地の抵当権およびその他の負債を抹消するために、地代銀行による中間信用の供与を認め、そのための資金として最高1000万

109) Bayrische Kriegsinvalidenfürsorge, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, Nr.13, 25. September 1915, S.112; *Handbuch der Kriegs-fürsorge im Deutschen Reich*, S. 185-186. 沢村康『中欧諸国の土地制度及び土地政策』, 改造社, 1930年, 182-183ページ。バイエルンについては、既に1915年9月の記事で、「戦傷者の植民が当を得たものであるとわかれば、庭地や家畜の購入のための補助金が認められることがある」と書かれており、16年の法律では、戦傷者に対して5ヘクタール以下の農地を購入するための代金をその75%以内で貸し付けることが定められた。

110) Gesetz über Rentengüter. Vom 27. Juni 1890; Gesetz, betreffend die Beförderung der Errichtung von Rentengütern. Vom 27. Juni 1891, in: *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, 1890, S. 209-210; 1891, S. 279-284; Gesetz betreffend die Gewährung von Zwischenkredit bei Rentengütern. Vom 12. Juli 1900, in: *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, 1900, S. 300-301; Gesetz zur Abänderung des Gesetzes, betreffend die Gewährung von Zwischenkredit bei Rentengütern vom 12. Juli 1900. Vom 20. Juli 1910, in: *Preussische Gesetzsammlung*, 1910, S. 149. なお、第1次世界大戦以前、とくに1880年代後半以降のプロイセンの内地植民政策については、F. J. Rohr, Home Colonization in Germany, in: *International Review of Agricultural Economics*, Vol. 4, No. 1, 1925, pp. 29-38; 沢村康, 前掲書, 100-152ページ; 田中真晴「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」, 京都大学『経済論叢』第83巻第3号, 1959年, 12-14ページ; 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』, お茶の水書房, 1967年, 525-536ページを参照。

マルクを用立てることとし、さらに10年にはその改正法によってその額は1500万マルクにまで増額された¹¹⁰⁾。16年の「植民促進法」は、こうした枠組みを継承して、「邦国政府の権限によって、ゼーハンドルク（プロイセン国立銀行）は、地代農場設定に際しての中間信用供与のために、1億マルクを用立て、必要な資金を借り入れによって調達する」（第1条）とした。そして、「蔵相にはそれを調達するために債券を発行する権限が与えられ」、そのために「国債の代わりに大蔵省証券が発行されることもあり得る」（第2条）、とも規定した¹¹¹⁾。

邦国レベルでの取り組みとほぼ同時に、1916年7月には内地植民に関する最初のライヒ法として、「戦争援護に代わる年金一時払に関する法律（年金一時払法）」*Gesetz über Kapitalabfindung an Stelle von Kriegsversorgung (Kapitalabfindungsgesetz)*. Vom 3. Juli 1916¹¹²⁾ が成立した。その骨子は以下のとおりである。まず、「現在の戦争が原因で兵士援護法ないし軍人遺族法に基いて戦争援護に対する請求権を有する人物は、申請に基いて、自分の土地を獲得したり経済的に強化するために、以下の規定にしたがい、年金の一時払を受けることができる」（第1条）とされた。この対象となるのは、21歳から55歳までの、年金受給の権利を有する者であった（第2条）。「年金一時払」に充てることのできるのは、兵士援護法による戦時手当、障害手当、熱帯手当および、軍人遺族法に基いて

将校以外の軍人寡婦に認められる200-300マルクの年金であった（第3条）。このように、年金の一時払によって土地取得代金の調達を容易にすることがこの法律の眼目であった¹¹³⁾。支払額は申請者の年齢を基礎として、一時払に充てられる年金額の8 1/4から18 1/2であり、一時払の翌月1日には一時払に充てられた年金部分に対する請求権は消失することとされた（第4, 5条）。その後、18年には、「補足法」*Gesetz zur Ergänzung des Kapitalabfindungsgesetz*. Vom 26. Juli 1918と「将校のための年金一時払法」*Kapitalabfindungsgesetz für Offiziere*. Vom 26. Juli 1918によって年金一時払を受ける対象が拡大され、兵士全般、既に戦争援護の請求権を有し、自由意思で戦時に疾病扶助に当たっている人物、将校、准将校、戦争援護の請求権を有する高級官吏、その寡婦にも「年金一時払法」の規定が適用されることとなった（「補足法」第1条、「将校年金一時払法」第1条）。そして、将校の場合には、充てられる年金額の8倍が支払われることとされた（「将校年金一時払法」第4条）¹¹⁴⁾。

プロイセンでは、植民事業を行う機関として、西プロイセン、ポーゼンには王国植民委員会 *die Königliche Ansiedlungs-Kommission* がお

111) *Gesetz zur Förderung der Ansiedlung*. Vom 8. Mai 1916, in: *Preußische Gesetzsammlung*, 1916, S. 51-54; F. J. Rohr, op. cit., pp. 38-39.

112) *Gesetz über Kapitalabfindung an Stelle von Kriegsversorgung (Kapitalabfindungsgesetz)*. Vom 3. Juli 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 680-684. なお、沢村康、前掲書、181-183ページではこの問題について簡潔な概観がなされている。

113) この点についてノートハースは、「1916年の法律によって、本来の年金に対する付加金、つまり、戦時手当、障害手当、熱帯手当が資本化されえたが、……一時払を割増分に限定することによって、戦傷者が将来もその給付の一部を継続した年金として保持し、資本の損失がいくらかある場合でも平時傷病者の年金を受け取るよう、配慮されている」と述べている。J. Nothaas, a. a. O., S. 57. *Das Kapitalabfindungsgesetz für Kriegsbeschädigte*, in: *Fürsorge für Kriegsteilnehmer*, 2. Jg., Nr. 4, 20. April 1916, S. 58にも同じ趣旨の指摘がある。

114) *Gesetz zur Ergänzung des Kapitalabfindungsgesetz*. Vom 26. Juli 1918; *Kapitalabfindungsgesetz für Offiziere*. Vom 26. Juli 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 993-994, 994-998.

第20表 プロイセンの内地植民会社

会社名	所在地
オストプロイセン土地会社 Ostpreußische Landgesellschaft	ケーニヒスベルク
ポムメルン土地会社 Pommersche Landgesellschaft	シュテティン
アイゲネ・ショレ土地会社 Landgesellschaft Eigene Scholle	フランクフルト・アン・デア・オーデル
シュレージエン土地会社 Schlesische Landgesellschaft	ブレスラウ
ザクセンラント植民会社 Siedlungsgesellschaft Sachsenland	ハレ・アン・デア・ザーレ
ハノーファー植民会社 Hannoverische Siedlungsgesellschaft	ハノーファー
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン農場銀行 Schleswig-Holsteinische Höfebank	キール
ライン・ハイム植民会社 Siedlungsgesellschaft Rheinisches Heim	ボン
ローテ・エルデ植民会社 Siedlungsgesellschaft Rote Erde	ミュンスター
ヘッセン植民会社 Hessische Siedlungsgesellschaft	カッセル
ドイツ小規模植民会社 deutsche Kleinsiedlungsgesellschaft	ライデンブルク
ドイツ植民協同組合 deutsche Besiedlungsgenossenschaft	シュトラスブルク
ハーダースレーベン小規模植民協同組合 gemeinnützige Kleinsiedlungsgenossenschaft	ハーダースレーベン
メルゼブルク小規模植民協同組合 gemeinnützige Kleinsiedlungsgenossenschaft	メルゼブルク

資料：E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S.185-186.

かれていた。また、株式会社として設立されたベルリン土地銀行は1890年代から地代農場の設定を行ってきた。それに続いて19世紀末から、地代農場の設定を組織的に行うための植民会社がいくつかの州で設立され、それがなかったところでも、戦時期には植民会社が新設された。1917年時点でのそうした植民会社を一括して示したのが第20表の上欄である。これらは、いずれも有限会社の形態をとり、その持ち分の半分を邦が、残りの多くを郡や市、さらには協同組合、貸付金庫、銀行、個人などが持っていた。これらの植民会社の他に、総務委員会の支援の下で個々の地代農場の設定を行う小規模な公益会社も多く存在した。それらは第20表の下欄に示されている。バイエルンでも、プロイセンの植民会社に倣って、17年7月には資本金350万マルクのバイエルン植民有限会社die Bayerische Landessiedlung G. m. b. Hが設立された¹¹⁵⁾。

戦傷者や軍人遺族を対象とする植民政策はどのような成果をあげたのだろうか。ベルリンでは、空地の農業利用のために1915年に設立された公益会社が土地を取得し、そこに馬鈴薯を植え付けた後で、400㎡を25マルクで貸し付けた。また、衛戍病院入院中の戦傷者に対して小規模な入植地を取得する意思があるかどうかの問い合わせもなされ、ベルリン戦傷者入植促進連合die Berliner Vereinigung zur Förderung der Kriegsbeschädigtenansiedlungが設立された。その課題は、農村や田園都市での入植に関する啓蒙活動、大ベルリンにおける入植申込者の申請を集計し、それを植民会社や協同組合などに回付すること、入植について、とくに必要な資金の調達について助言することにあつた¹¹⁶⁾。ビーレフェルト近郊ベートルにあるドイツ労働者住宅協会 der deutsche Verein “Arbeiter-

115) W. Liese, a. a. O., S. 38; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S.185-186; J. Nothaas, a. a. O., S.59-60.

116) *Berlin im Weltkrieg*, S. 66-67. なお、ベルリンでは、その後1916年には戦傷者入植のための大ベルリン委員会が設置され、それは17年から活動を始めた。その目的は、戦傷者の大ベルリン域内での入植を勧めることであつた。

第21表 バイエルンにおける年金一時払 (1916年7月3日 - 1920年12月31日)

(単位: 千マルク; 件)

対象者	金額	目的		合計
		土地取得	経済力強化	
年金受給者	13,086	1,693	1,456	3,149 (4.2)
寡婦	613	667	145	812 (0.8)
将校	98	3	7	10 (9.8)
合計	13,797	2,363	1,608	3,971 (3.5)

資料: J. Nothaas, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge unter besonderer Berücksichtigung Bayerns*, München o. J., S. 61.

heim” は、軍人家族のために、ポサドフスキー Arthur Adolf Graf von Posadowsky-Wehnerの協力の下で工業都市近郊に10年以内に18000の小規模な労働者向け農場を建設する計画を立てた。また、15年には、ザクセンラント植民会社は、戦傷者のために3-4モルゲンの小団地をつくるべく、メルゼブルク郡に900モルゲンの土地取得した。パダーボーンやテューリンゲンのヴァイセンゼーなどでも戦傷者入植の試みがなされたし、ザクセンではハーマートダングがライプツィヒ近郊で行った。17年春には、ベルリン、クレーフェルト、ロストックなど、およそ50の都市が菜園付住宅のための措置を取ったり、それを計画していた¹¹⁷⁾。

これらの努力にもかかわらず、戦傷者や軍人遺族を対象とする植民は、全体としては大きな成果をあげることができなかつたようである。バイエルン植民会社が取得した農場数は1918年

に55件(面積2970タークヴェルク)であった¹¹⁸⁾。バイエルンにおける年金一時払の実績は、第21表に示されるように、「年金一括支払法」の成立から1920年12月31日までに総計で3971件であった。そのうちの90%以上を占めた戦傷者の場合の1件当たり平均金額は4200マルク弱であり、これによって農場を取得することは容易ではなかつたものと推測される¹¹⁹⁾。プロイセンにおける地代農場設定の実績は第22表によって示されるが、ここでも、大戦勃発前に高まりをみせた植民事業が戦時期にはむしろ大きく後退したことがわかる。

戦傷者を対象とする植民政策には、当初から反対論があっただけでなく、多くの困難もあつた。建設資材が高騰し、土地調達も困難ななかで、知識や体力から戦傷者や遺族の適性が問題になることもあつたし、ゲマインデのレベルで

117) Die innere Kolonisation und der Krieg, S. 931; W. Liese, a. a. O., S. 39; J. Nothaas, a. a. O., S. 61; Städtische Maßnahmen zur Schaffung von Kriegerheimstätten, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, 26. Jg., Nr. 41, 12. Juli 1917, Sp. 821-822; J. Nothaas, a. a. O., S. 61.

118) J. Nothaas, a. a. O., S. 61

119) ベーテルのドイツ労働者住宅協会による労働者向け地代農場の価格は1件当たり7000-15000マルクであった。また、地代農場を9000マルクで購入した、プロイセンの28歳の戦傷者は、年金の一時払いによる3000マルクで頭金を支払い、残りの6000マルクは地代銀行証券として登記され、年々270マルクを支払って56 1/2年で完済することになっていた。W. Liese, a. a. O., S. 36-37; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 187

第22表 プロイセンにおける地代農場の設定

(単位：農場数；100ha)

年	地代農場数	うち、 1ha未満	1-11/2ha	21/2-5ha	5-10ha	10-25ha	25ha以上	農場面積 (100ha)
1908	1,223	410	139	85	155	326	108	125
1909	1,554	504	169	135	234	397	115	172
1910	1,587	624	200	116	207	344	96	127
1911	1,328	352	225	98	183	378	92	141
1912	1,216	372	221	91	125	314	93	124
1913	1,201	361	208	100	165	286	81	114
1914	931	375	96	92	116	207	45	72
1915	655	218	122	48	65	168	34	59
1916	413	151	41	24	55	115	27	43
1917-19	1,178	481	203	86	115	222	71	103

資料：Statistisches Jahrbuch für den Freistaat Preußen, 17. Bd., 1921, S.55.

は「年金一時払法」が知られていなかったり、評価されていなかったりすることもあったからである¹²⁰⁾。第1次世界大戦終結後、1918年のヒンデンプルク布告、19年の「農業用植民用地の供給に関する命令」Verordnung zur Beschaffung von landwirtschaftlichen Siedlungslande

と「ドイツ国植民法」Reichssiedlungsgesetzによって内地植民政策は新たな展開を遂げることになる¹²¹⁾。

おわりに 一展望一

以上でみてきたように、第1次世界大戦期ドイツにおける戦傷者や軍人遺族に対する扶助は、基本的には戦前に成立していた法律を基礎として行われた。その基本思想は、軍人やその遺族の年金を権利として認めたこと、それを含めて扶助は「感謝の補償」であって、喜捨ではないということであった¹²²⁾。

しかし、それらの法律は、第1次世界大戦の

120) Berlin im Weltkrieg, S. 67; J. Nothaas, a. a. O., S. 60-61; F. J. Rohr, op. cit., pp. 38-41; 沢村康, 前掲書, 136, 182ページ。ルッペは戦傷者扶助についての講演のなかで次のように述べていた。「私は、こうしたすべての運動(菜園付住宅創出の運動—加来)を2つの視点から受け入れていない(プラボー, 同意)ということを申し上げねばなりません。1つには、兵士とそうでない者との対立が作り上げられるからです。……加えて、「すべての出征軍人は菜園付住宅を取得する権利をもっている」と単純にいう法律をつくれれば、まったく不可能なことを人々に約束するということになります。なぜなら、そのための土地も資金もないからです。ところで、法律の草案は、戦傷者や遺族の入植のためにある決められた形式、即ち、いわゆる菜園付住宅の形式を要求しています。これもまたまったく間違っていると私は思います。戦傷者や遺族のために、また、これに属していない人々のためにも、自宅入植地を作る必要があるとすれば、それは、新しい課題ではなく、既に数十年來すべての可能な組織が活動している課題です。……問題は以下のことだけです。戦後に我々の入植方法をどこまで変える必要があるのか、兵士かそうでないかにはまったくかわりなく、どこまでそうした状態にあるのか、ということなのです。」Luppe, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 37-38.

121) F. J. Rohr, op. cit., pp. 43ff.; 沢村康, 前掲書, 183ページ以下; 松俊夫「ワイマール共和制に関する一考察—内地植民政策を中心として—」, 『歴史学研究』第151号, 1951年, 30-39ページ; H. ハウスホーファー『近代ドイツ農業史』, 三好正喜/祖田修訳, 未来社, 1973年, 243-244, 248-250ページを参照。

122) F. Zahn, Deutsche Sozialpolitik und der Krieg, in: Annalen des deutschen Reichs für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. Rechts- und Staatswissenschaftliche Zeitschrift und Materialsammlung, Jg. 1916, S. 26-27, 42.

ような規模の戦争を想定したものではなかったから、実施の過程で種々の不備が目立った。法律改正の動きがあったり、補完的な制度がつくられたり、扶助組織の整備がなされたりしたことに、それは示されている。しかし、制度面での整備は結局は終戦後に持ち越され、現実には、公私の協力のもとで戦傷者や軍人遺族の扶助が積極的に展開された。懸案であった法律の改正は、戦争終結後の1919、20年に行われた。

(1) 1919年2月に出された「戦傷者と戦争遺族の社会的扶助に関する命令」Verordnung über die soziale Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge. Vom 8. Februar 1919では、自発的な福祉事業の協力を認めながら、「戦傷者と戦争遺族との社会的扶助は、邦や自治団体の協力の下で本命令に従ってライヒによって引き受けられる」(第1条)こととなり、この課題を遂行するために、公法団体として戦傷者・戦争遺族扶助ライヒ委員会 ein „Reichsausschuß der Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge“ をライヒ労働局に設立することが定められた。名誉職の委員によって構成されるライヒ委員会の主な課題は、(1) 戦傷者扶助、戦争遺族扶助の原則を定めること、(2) 扶助のために準備された資金の管理と使用、であった(第4条)。これとともに、それ以下のレベルでも統一的な組織がつけられることとなった。即ち、邦国の政府はそれぞれに、あるいは共同で、1つ以上の戦傷者・戦争遺族扶助本部 eine amtliche „Hauptfürsorgestelle der Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge“ を設置することとされ(第5条)、これは、戦傷者、戦争遺族、企業家、被傭者の代表者、および、社会的扶助に熟達した人物で構成される顧問によって補佐されること

とされた(第6条)。さらに、より下位の行政官庁の地域については、通例、公的な扶助局が設置され、ここでも顧問会がそれを補佐したが(第9条)、どの官庁がこの命令でいう「下位の行政官庁」にあたるのかは、邦中央官庁が決める(第10条)こととされた。

1920年5月には、「戦傷者・戦争遺族扶助の費用に関する法律」Gesetz über die Kosten der Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge. Vom 8. Mai 1920によって、戦傷者・戦争遺族扶助全国委員会の全費用と戦傷者・戦争遺族扶助のために用いられるその他費用の4/5をライヒが負担し、残りを邦と自治団体とが折半して負担するが、邦政府はその割り当て分を自治団体に課することができる(第2条)、とされた¹²³⁾。こうして、費用負担の面でもライヒは戦傷者・戦争遺族扶助の前面に出ることとなったのである。

(2) 軍人年金をはじめ、扶助内容についても、1920年には「公務傷病の際の軍人とその遺族の援護に関する法律(ライヒ援護法)」Gesetz über die Versorgung der Militärpersonen und ihrer Hinterbliebenen bei Dienstbeschädigung (Reichsversorgungsgesetz). Vom 12. Mai 1920が出された¹²⁴⁾。その骨子をみると、第1条では、「ドイツ国防軍の以前の成員とその遺族は、公務傷病による健康上・経済上の結果を理由と

123) Verordnung über die soziale Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge. Vom 8. Februar 1919, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1919, S. 187-190; Gesetz über die Kosten der Kriegsbeschädigten- und Kriegshinterbliebenenfürsorge. Vom 8. Mai 1920, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1920, S. 1066-1067.

124) Gesetz über die Versorgung der Militärpersonen und ihrer Hinterbliebenen bei Dienstbeschädigung (Reichsversorgungsgesetz). Vom 12. Mai 1920, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1920, S. 989-1019.

して、申請により援護を受ける」と規定され、援護としては(1)治療、疾病給付金、世帯給付金、(2)社会扶助、(3)年金と介護手当(4)官吏証、(5)死亡弔意金と死亡3ヵ月手当、(6)遺族年金、が包括されて(第3条)、第1次世界大戦期に実施された扶助活動を踏まえた規定となっていた。「社会扶助」に関しては、障害者は無料で生業能力を回復・向上させるための職業教育を受ける権利を有すること(第21条)、戦傷者・戦争遺族扶助機関は適当な職業の選択、職業教育、就職に当たって障害者や遺族を助ける義務があること(第22条)、が定められた。

第24条では「障害者は、公務傷病によってその生業能力が少なくとも15%低下するか、その身体が著しく損なわれている限り、年金の請求権を有する」とされた。年金算定の基準となったのは、(1)生業能力の低下、(2)職業、(3)家族状況、(4)居住地、であり(第26条)、1906,07年法の規定とは大きく異なっていた。戦時下で問題点として指摘されたことがここでは取り入れられている。

公務傷病による死亡の場合には、遺族年金が認められた(第36条)。対象となったのは、寡婦(第37条)、18歳までの嫡出子、およびそれと同等と認められた子ども(第41、42条)、死亡者が扶養者であった場合の両親や祖父母(第43-47条)であった(以上、第36-50条が遺族年金に関する規定)。また、受け取るべき年金額の35%から10%の地域手当が支給されることも規定された(第51条)。第72条では、1916年「年金一時払法」の規定が引き継がれた。

(3) 1921年3月末にもなお、戦傷者の年金受給者数は140万人余、軍人遺族の寡婦数は52万人、遺児数は113万人、年金を受給する軍人の両親は16万人であり、その合計は当時のドイツ人

口5970万人の約6%を占めていた¹²⁵⁾。そうしたなかで、重戦傷者の雇用を促進するための措置がとられた。即ち、19年1月には「重戦傷者雇用についての命令」Verordnung über Beschäftigung Schwerbeschädigter. Vom 9. Januar 1919が出され、その第1条では、「公私すべての経営、事務所、行政官庁は、現有の官吏、職員、労働者全体で男女の区別なく100人毎に少なくとも1人の重戦傷者を雇用する義務がある」とされたのである(但し農業の場合には100人ではなく50人に1人を雇用する義務)。その後、同年9月の変更(「重戦傷者雇用についての命令の変更についての命令」Verordnung, betreffend Abänderung der Verordnung über Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 9. Januar 1919. Vom 24. September 1919)では、戦傷者雇用の比率が全被備者25-50人について1人、それ以上の50人毎に1人にまで高められた¹²⁶⁾。

翌1920年に出された「重戦傷者雇用についての法律」Gesetz über Beschäftigung Schwerbeschädigter. Vom 6. April 1920は、重戦傷者雇用に関する規定をより整理し、体系化した。これによって、公法団体を含む雇用主には、重戦傷者に適した職場(官吏職を含む)では他の求職者よりも重戦傷者を優先して雇用することが義務づけられた(第1条)。そして、戦傷者雇用を促進するために、ライヒ、邦、その他の公

125) E.Wex, *Die Entwicklung der Sozialen Fürsorge in Deutschland (1914 bis 1927)*, Berlin 1929, S. 20.

126) Verordnung über Beschäftigung Schwerbeschädigter. Vom 9. Januar 1919, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1919, S. 28-30; Verordnung, betreffend Abänderung der Verordnung über Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 9. Januar 1919. Vom 24. September 1919, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1919, S.1720.

法団体がその職場数の一定割合に、あるいは特定の職場に重戦傷者を配置すること（第4条）、私的雇用主がとくに重戦傷者に適した特定の職場を重戦傷者のために取っておくこと、その職場数の一定割合に重戦傷者を配置すること（第5条）、を命じる権限がライヒ労働相に与えられた。農業の雇用主の場合には、生計を可能にする入植地を重戦傷者の所有ないし借地のために残しておくことで、その義務を果たすことができた（第8条）。なお、本法律の施行については、戦傷者・戦争遺族扶助本部が大きな役割を果たした（第9、10条）。この法律から半月後に出された「重戦傷者雇用についての法律第5、10条の施行のための命令」Verordnung zur Ausführung der §§ 5 und 10 des Gesetzes über Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 6. April 1920. Vom 21. April 1920では、第5条に関して、すべての私的雇用主が、男女の別なく現存の全被傭者25-50人について少なくとも1人の重戦傷者を、それ以上の50人毎にさらに1人の重戦傷者を雇用することを義務づけられた（第1条）¹²⁷⁾。

こうして、戦傷者や戦死者遺族扶助の法的な枠組みは、1919年から20年にかけて、扶助の組織と財政的な裏付け、年金の規定、戦傷者雇用の促進、といった面で大幅に整備され、体系化された。その特徴は、はじめて扶助組織として位置づけられたライヒを頂点に、そこから邦、

より下位にいたる統一的な扶助組織がつけられることとなったこと、それに要する費用についてもライヒの負担が明記され、それが大きな割合をしめたこと、戦傷者・軍人遺族に対する年金については戦争中につくられた規定が拡充を伴って整理されたこと、戦傷者の雇用を確保することに力が注がれていること、があげられよう。これらは、大戦が残した問題の大きさからすれば、また、第1次世界大戦後の政治的不安定のなかで社会体制を維持していくためには、当然の措置であったといえるかもしれない。しかし、これを実施することは必ずしも容易ではなかった。それは戦後ドイツの進む道に少なからず負担と制約を課すものであった。

付記：1) 本稿は、1999年度学術振興野村基金国際交流助成、1998、99年度科学研究費補助金 [基盤研究(C)(2)] (研究課題番号10630076) による研究成果の一部である。
2) 本稿で利用した資料の一部は、フリードリッヒ・エーベルト財団die Friedrich-Ebert-Stiftungのイルムガルト・バーテル Irmgard Bartel女史のご好意によって入手することができた。厚くお礼を申し上げます。

[九州大学大学院経済学研究院教授]

127) Gesetz über Beschäftigung Schwerbeschädigter. Vom 6. April 1920, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1920, 458-464; Verordnung zur Ausführung der §§ 5 und 10 des Gesetzes über Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 6. April 1920. Vom 21. April 1920, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1920, S. 591-592.